

令和5年第4回(定例)
須恵町議会会議録

令和5年12月1日

令和5年12月5日

令和5年12月8日

議会事務局

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第68号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第69号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第70号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第71号 須恵町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第72号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第73号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第75号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第76号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第77号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第79号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第80号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第81号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第82号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第83号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第84号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 報告第5号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 69 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 70 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 71 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 72 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 73 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 74 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 75 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 76 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 77 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 78 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 16 議案第 79 号 須恵町農業委員会委員の任命について
- 日程第 17 議案第 80 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 81 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 82 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 83 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 84 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 報告第 5 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩

8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	主任主事	吉開 英
----	------	------	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	税 務 課 理 事	合屋 真由美
総 務 課 長	諸石 豊	都 市 整 備 課 長	世利 昌信
まちづくり課長	吉川 聡士	地 域 振 興 課 長	平山 幸治
税 務 課 長	中牟田 健	福 祉 課 長	安河内ひとみ
住 民 課 長	百田 敦	会 計 管 理 者	横山 剛
健康増進課長	舩本 直明	学 校 教 育 課 長	吉本 孝治
ふるさと応援課長	船井 弘喜	子 育 て 支 援 課 長	稲岡 慎太郎
社会教育課長	伊藤 泰彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩崎 勝
上下水道課管理課長	権藤 武範	総 務 課 参 事	黒川 忠敬
総務課課長補佐	石津 伸篤	監 査 委 員	吉松 辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今年最後の定例会になりました。昨日ですか、今日の新聞も出ていましたけども、福岡県にはインフルエンザが非常に多くて警報が出ております。また、コロナのほうも増えつつあるということでございますので、この定例会中にも健康には十分留意されて出席賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和5年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

11月24日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は17件、報告1件、町長諸報告4件、閉会中の組合議会報告2件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会1件で、議案第71号から議案第74号までの条例改正について、議案第75号及び議案第76号の条例改正については、関連議案のため一括議題といたします。

なお、議案第79号の人事案件は、本日提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日12月1日から8日までの8日間。

本日、当初本会議、終了後、文教厚生委員会。4日、午前10時から予算審査特別委員会。5日、午前10時から一般質問、終了後、全員協議会。6日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。8日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月8日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月8日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。

12月議会を招集いたしましたところ、全員参加で、当初本会議迎えられました。心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、町長諸報告4件御報告させていただきます。

機構改革について

まず、来年度に向けての機構改革の実施についてでございます。

まず、これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける子育て世代包括支援センターと虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける子ども家庭総合支援拠点の母子保健と児童福祉が一体となり、より連携を強化して各種事業を遂行するために、新たにこども家庭課を創設します。

このこども家庭課に、児童福祉法の改正により令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務化されるこども家庭センターの機能を持たせて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの適切な切れ目のない相談支援を行うこととしております。

次に、公園と緑地の管理についての組織改革です。

現在は、各課がそれぞれ管理を行っておりますが、これを一元的にまとめて公園緑地課を新設します。

整備、維持管理業務を統括し、地域の憩いの場をよりよいものとするために全力で取り組みます。

また、ふれあい公園の整備もこの課で担当し、計画整備を推進してまいります。

今回の機構改革は、同種業務を集約し、専門性に特化した組織改革です。今後、他の部署につきましても、変化を恐れず、時代の流れに対応できる組織改革を必要に応じて積極的に行ってまいります。

議員各位及び町民の皆様、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

带状疱疹予防接種費用助成事業について

次に、带状疱疹予防接種費用助成事業についてでございます。

带状疱疹は、子どもの頃に罹患した水疱瘡のウイルスが加齢による免疫力の低下や疲労、スト

レス等により再活性化することで発症する病気です。発疹が始まった後も長期にわたり痛みが続く症状が残る場合もございます。

带状疱疹の予防については、日頃の体調管理が重要で、食事のバランスや適度な運動、十分な睡眠などで免疫力を低下させないようにすることが大切です。

また、主に50歳以上の方についてはワクチンを接種することができます。

ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが薬事承認されていますが、現在は全額自己負担となる任意接種となっております。

この带状疱疹の予防接種費用に対する助成について、今年の3月議会において田ノ上議員より一般質問があり、引き続き検討していく旨の回答をいたしておりました。

その後、私自身も带状疱疹の予防接種の必要性や効果等を理解し、不活化ワクチンを2回接種し、安心して生活ができております。

発症率やワクチンの効果、後遺症等の様々な現状を踏まえ、このたび、接種費用の負担を軽減することにより、予防接種を促進し、带状疱疹の発症、重症化の予防を目的とし、接種費用の一部を助成する制度を新たに設けたいと考え、本議会に補正予算を提案させていただいております。

助成の内容は、須恵町に住む50歳以上の方を対象に、いずれか1種とし、生ワクチン接種1回につき5,000円、不活化ワクチン接種1回につき1万円とします。ただし、当該助成の回数は、1人につき生ワクチンについては1回、不活化ワクチンについては2回を限度とします。

開始は、令和6年1月中旬を計画しており、町内12の医療機関に協力いただく予定で進めております。

助成の方法は、粕屋医師会と委託契約を締結し、接種をした医療機関から町への請求といたします。

議員の皆様には、この事業に御理解いただき、御審議よろしくをお願いいたします。

物価高騰等に伴う住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援給付金の追加交付について

次に、物価高騰等に伴う住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援給付金の追加交付についてでございます。

昨今の物価高騰の影響を受けやすい低所得者世帯に対し、今夏に3万円の支援給付金を給付しておりますが、その後も物価高騰が続いている状況でございます。こうした中、政府は、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、引き続き地域の実情に応じて困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、重点支援地方交付金を追加し、物価高騰に切実に苦しむ低所得者世帯への追加支援給付金を閣議決定いたしました。

そこで、政府の方針に従い7万円の低所得世帯支援給付金を追加給付いたします。対象は、住民税非課税世帯等で、1世帯当たり7万円を給付いたします。迅速に支援を届けられるよう、国

からの通知に基づき給付金の早期給付に向けて準備に入りたいと考えております。

福岡・大分デスティネーションキャンペーンについて

最後に、福岡・大分デスティネーションキャンペーンについてでございます。

福岡・大分デスティネーションキャンペーンとは、令和6年4月から6月の3か月間、福岡・大分の地方自治体及び観光事業者等がJRグループと提携し、全国からの誘客を図ることを目的とする国内最大規模の観光キャンペーンでございます。これに併せて、皿山公園での観光推進事業を実施いたします。

この事業は、県のデスティネーションキャンペーン特別イベントの開催支援事業補助金を活用した須恵町独自の事業であり、今回補正予算を計上させていただいております。

皿山公園内のベンチの設置、観光パンフレット、園内マップ、アンケートの作成を予定いたしております。

議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4．議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和5年10月10日に行われました令和5年第4回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第3、議案第14号須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,574万7,000円とするものです。須恵町負担金につきましては、429万3,000円の増額となっております。

歳出は、一般管理費で、次期ごみ処理施設関係の負担金補助及び交付金の増額などが主なものとなっております。

継続費の補正については、1億9,767万1,000円の増額で、総額254億4,267万1,000円となっております。

債務負担行為の補正については、債務負担補助及び交付金 2 億 3, 8 2 6 万円の増額で、令和 6 年度予算に計上予定となっております。

全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上で須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6 番、稲永辰己君。

○議員（6 番 稲永 辰己） 令和 5 年 1 1 月 2 4 日金曜日に行われました第 4 回 1 1 月粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合議会臨時会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

日程第 4、議案第 2 0 号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、粕屋南部消防組合監査委員の藤野莞嗣氏の任期満了に伴う後任委員の選任についての議会の承認を得るもので、粕屋南部消防組合監査委員に山田重徳氏（粕屋町）の選任について全員賛成で同意しました。

日程第 5、議案第 2 1 号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和 5 年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が公布されたため、本消防職員の給料月額及び諸手当の改正を行うため、議会の議決を求めたもので、全員賛成で可決されました。

日程第 6、報告第 2 号専決処分の報告について（専決第 1 号）。

法律上組合の義務に属する 1 件 5 0 万円以内の賠償額の決定及び和解に関すること。

当該現場へ緊急事案出動中、駐車場に駐車中の車両に損害を与え、損害賠償を行ったもので、損害賠償額 2 8 万 7, 4 0 0 円については、損害賠償保険により全額支払われる旨の報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 4 回 1 1 月粕屋南部消防組合議会臨時会議についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。今村桂子君。

○議員（1 1 番 今村 桂子） 二ヶ町清掃施設組合のほうで、ごみ処理施設の建設事業が 2 億円変更になって増額しておりますが、この理由は何でしょうか。大きい金額なので、すいません。

○議長（松山 力弥） そしたら、1 3 番、田ノ上真君。

○議員（1 3 番 田ノ上 真） ただいまの御質問ですが、これは電気工事でございます。変電所からクリーンパークまでの電気工事を早急に進めなければいけないということで計上されたもの

でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結します。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第71号から議案第74号までについて、議案第75号及び議案第76号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題することに決定しました。

日程第5. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田税務課長。

○税務課長（中牟田 健） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

提案理由です。地方税共通納税システムを利用した電子納付の導入により町税に係る督促手数料を廃止することに伴い、その他の歳入に係る督促手数料も同様に廃止するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

概要につきましては、共通納税の拡大により町税の納付書にeL-QRが印字されたことにより、金融機関では印字された金額でしか収納できなくなったため、督促状が発行されていた場合、当初納付書で納付された方と督促状で納付された方で督促手数料の差が発生し公平性が保てないため、須恵町税条例、須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例、須恵町後期高齢者医療に関する条例、須恵町道路占用料徴収条例、須恵町上水道給水条例に関する督促手数料を廃止するもので、今回関係する5条例について一部改正を行うものでございます。

附則です。この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。第2項で経過措置を定めております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付

託します。

日程第6. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、町内の公園及び緑地に係る維持管理業務の集約化並びに妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談機関の設置を目的とした機構改革を実施するに当たり必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、新たにこども家庭課及び公園緑地課を創設し、職員の定数を170人から175人に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月11日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正案は、法改正により、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、マイナンバーカードを使う代わりにスマートフォンだけで取得できるサービスが開始されますので、これに併せた改正と現行の事務手続と条文を一致させる用語の整理を行います。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第6条、印鑑の登録では、印鑑登録原票について、印鑑票という略称が使われていることによって、2つの呼称が混在して判別しづらくなっているため、正式名称であります印鑑登録原票という表記に統一することとします。

第8条、登録証の再交付は、汚損または毀損した印鑑登録証の再交付手続です。システム更改によって、現行の手続と条文の不一致が生じておりますので、手続内容と一致した条文に改正します。

第13条、印鑑登録証明書第1項は、第6条同様、用語の統一、第2項は、現行の手続に併せた条文の削除、第14条の第2項は、前条同様用語の統一です。

4 ページをお願いいたします。

第3項は、マイナンバーカードを使わなくてもスマートフォンの利用者証明用電子証明書を使ってコンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書の交付が受けられるサービスが開始されますので、この機能を追加した条文に改正しております。

第16条は、印鑑登録原票に表記を統一する改正です。

2 ページをお願いいたします。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第71号

日程第9. 議案第72号

日程第10. 議案第73号

日程第11. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を改正する条例、日程第9、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当支給率を引き上げるものです。併せて、特定任期付職員の給料表の改正を行っております。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしております。

議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について年間0.10月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしております。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改

正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、特別職、町長、副町長、教育長の期末手当について年間0.10月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしています。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、55歳以上の昇給制度の見直し及び令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和5年11月24日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について、年間0.05月ずつ引上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月ずつ引上げを行うものです。

また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和5年4月1日から適用させます。

併せて、55歳を超える職員の昇給の号級数について、現在は勤務成績に応じて2号級としているところを規則で定める基準に従い決定するものいたします。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第74号までを総務建設産業委員会に付託いたします。

日程第 1 2. 議案第 7 5 号

日程第 1 3. 議案第 7 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 7 5 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 1 3、議案第 7 6 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議案とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 7 5 号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され令和 6 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしています。

議案第 7 6 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 8 日に公布され令和 6 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、育児休業をしているフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けられるように改正をするものでございます。

附則で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由です。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され令和6年1月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の納税義務者に対して、世帯の中に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者がいる場合、この出産被保険者に係る国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するというものです。

4ページの新旧対照表をお願いいたします。

第25条の国民健康保険税の減額です。第2項の次に第3項を追加します。年度の保険税額の12分の1の額に年度内の産前産後の月数を乗じて得た額を減額するものとします。減額の対象となる産前産後期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間とし、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間と規定します。1号から6号まで基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、それぞれ所得割、被保険者、均等割額について規定しております。

5ページをお願いいたします。

第27条の3、出産被保険者に係る届出を追加し、出産被保険者の産前産後に係る保険税を減額するために必要な手続について規定しております。第1項は届出書についての規定。

6ページをお願いいたします。

第2項は必要書類、第3項は届出の時期について、第4項では届出書が省略することができる場合について規定しております。

3ページをお願いいたします。

附則です。第1項で施行期日を、この条例は令和6年1月1日から施行するとしております。

第2項で適用区分を、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてお

ります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第78号工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。議案第78号工事請負契約の変更についてでございます。

工事請負契約の変更について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、第三幼稚園（仮称）改築工事。

請負金、変更前10億1,750万円を1,692万9,000円増額し、変更後10億3,442万9,000円とするものでございます。

理由といたしまして、折からの原材料費や燃料費の高騰、それと近隣住民対策の追加工事などが必要となったなどによるものでございます。

その他、契約内容に変更はございません。

令和5年11月24日に仮契約を締結し、本議会の議決を頂ければ、議決日をもって契約の効力が生じる本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第78号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第79号

○議長（松山 力弥） 日程第16、第79号須恵町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第79号須恵町農業委員会委員の任命についてでございます。

須恵町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、須恵町大字植木1809番地、氏名、安河内隆、生年月日、昭和31年7月16日、67歳、任期、令和5年12月8日から令和8年7月19日でございます。

提案理由といたしまして、須恵町農業委員会委員に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を任命するため提案するものでございます。

経歴については、次ページに添付しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第79号について採決に入ります。

本案に賛成の方は御起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第79号須恵町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求める

ものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,126万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億6,868万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の変更は、第2表地方債補正による。第3条で、歳入負担行為の追加変更は、第3表債務負担為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費国庫負担金などで8,385万7,000円の増加補正、2項国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などで2億5,655万4,000円の増加補正。

15款1項県負担金は、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金などで4,185万8,000円、2項県補助金は、観光振興事業宿泊税県補助金や農地農業用施設災害復旧費県補助金、治山事業県補助金などで1,551万9,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で2,728万6,000円の増額補正。

19款1項繰越金は、前年度繰越金7,421万1,000円を増加補正。

21款1項町債は、5目消防債が3億4,200万円の減額、6目教育債が700万円、7目災害復旧事業債が90万円の増額で、計3億3,410万円を減額補正しています。

続いて、3ページ、歳出でございます。

今回の補正は、まず各費目全体としまして人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正としまして、2款1項総務管理費は、財政調整基金積立金などで3,369万9,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、低所得世帯支援給付金事業の実施や障害者支援費・自立支援給付費の増加などにより4億2,058万5,000円の増加補正です。

3款2項児童福祉費は、子ども医療費などの増で1,699万円の増。

9款1項消防費は、中部防災センター（仮称）建設事業3億4,199万円の減額補正。

4ページをお願いします。10款4項幼稚園費は、第三幼稚園（仮称）建設事業の工事請負費

の増額などで2,027万3,000円の増額補正。

11款1項農林水産業施設災害復旧費は、佐谷・峯畑地区農道災害復旧工事請負費や佐谷建正寺法面災害復旧工事などで750万円の増額補正です。

続いて、5ページをお願いします。第2表地方債補正1変更で3件ございます。緊急防災減災事業債、限度額3億5,080万円を880万円に変更。第三幼稚園（仮称）改築事業債、限度額1億9,090万円を1億9,790万円に変更。農林水産施設災害復旧事業債、限度額300万円を390万円に変更です。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6ページをお願いします。第3表債務負担行為補正1追加で8件ございます。会計年度任用職員の勤勉手当支給対応に伴うシステム改修業務委託、期間は令和5年度から令和6年度まで。その他7件は、4月の当初からの契約となり3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため、今回追加するものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に、2変更が1件です。中部防災センター（仮称）建築工事設計監理業務委託、変更前期間、令和4年度から令和5年度まで、変更後、令和4年度から令和6年度まで、限度額に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第80号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に猪谷繁幸君であります。

日程第18．議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程18、議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるもの

です。内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,838万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1,738万円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税12万7,000円の減額は、産前産後国民健康保険税繰入金が増額に伴い同額を減額しております。

4款1項県補助金2,000万円の増額補正は、歳出の保険給付費の高額療養費が増額補正に伴い、同金額の普通交付金を増額しております。

5款1項他会計繰入金850万7,000円の増額補正は、給与費等繰入金が増額と交付金の過大交付返還によるその他一般会計繰入金が増額等によるものです。

続いて3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費139万4,000円の増額補正は、国民健康保険税条例改正に伴うシステム改修委託料が増額です。

2款2項高額療養費2,000万円の増額補正は、負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費の決算見込みによる増額です。

3款4項過年度納付金分2万4,000円の増額補正は、令和4年度実績による納付金の精算です。

6款1項保険事業費18万3,000円の増額補正は、人事院勧告の実施に伴う会計年度任用職員の人件費が増額です。

6款2項特定健康診査等事業費12万6,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と役務費が増額です。

8款1項償還金及び還付加算金665万3,000円の増額補正は、令和4年度普通交付金と特別交付金の過大交付分返還によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号を文教厚生委員会に付託し

ます。

日程第19 議案第82号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,498万1,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項他会計繰入金98万1,000円の増額補正は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

次に、歳出でございます。

3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費98万1,000円の増額補正は、人事院勧告の実施に伴う職員人件費の増額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,095万8,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてあります。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

2款1項使用料、補正額4万2,000円の減額補正は、下水道使用料の収支調整による減額です。

3ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額3万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員人件費の増額です。

2款1項下水道事業費、補正額7万5,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第83号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第84号令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額139万5,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額900万円の増額補正です。これは、導水管等施設改良工事請負費の増額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第84号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 報告第5号

○議長（松山 力弥） 日程第22、報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和5年9月11日午前10時30分頃、町道立頭・赤石線を須恵方面に向かって自家用車で走行中、ガードレールに接触、当該ガードレールには以前接触した車の一部とみられる金属片が付着しており、金属片の突起部分に接触したことが原因で車体に擦過痕に加えくぼみが生じた事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は5万7,529円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、町内の道路の不良箇所の確認不足によりガードレールの金属片に気づかなかったこと及び須恵町方面に向かって右側の雑草が繁茂していたため左側によって走行したことなどの原因により発生したものです。この事故に伴います解決金は、相手方にも相当程度の不注意がございましたので、事故発生状況と判例により車両の修理金額19万1,763円の3割である5万7,529円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時30分より文教厚生委員会を開催しますので、委員の方は第一委員会室に御集合願います。

次の本会議は、12月5日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時16分散会

令和5年 第4回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年12月5日(火曜日)

議 事 日 程 (第2号)

令和5年12月5日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	平 山 諭	2番	川 原 幸 治
3番	白 水 春 夫	5番	男 澤 一 夫
6番	稲 永 辰 己	7番	川 口 満 浩
8番	百 田 輝 子	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	今 村 桂 子
12番	三 上 政 義	13番	田 ノ 上 真
14番	松 山 力 弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信

まちづくり課長	吉川 聡 士	地域振興課長	平山 幸 治
税 務 課 長	中 牟 田 健	福 祉 課 長	安河内ひとみ
住 民 課 長	百 田 敦	会 計 管 理 者	横 山 剛
健康増進課長	舛 本 直 明	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
ふるさと応援課長	船 井 弘 喜	子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎
社会教育課長	伊 藤 泰 彦	上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝
上下水道課管理課長	権 藤 武 範	総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬
総務課課長補佐	石 津 伸 篤	監 査 委 員	吉 松 辰 美

目 次

第 1 号 (12 月 1 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	7
議案第 68 号	9
議案第 69 号	10
議案第 70 号	10
議案第 71 号	11
議案第 72 号	11
議案第 73 号	11
議案第 74 号	11
議案第 75 号	14
議案第 76 号	14
議案第 77 号	15
議案第 78 号	16
議案第 79 号	17
議案第 80 号	17
議案第 81 号	19
議案第 82 号	21
議案第 83 号	22
議案第 84 号	23
報告第 5 号	23
散 会	24

第 2 号 (12 月 5 日)

議 事 日 程	26
本日の会議に付した事件	26
出 席 議 員	26
欠 席 議 員	26
議会事務局職員出席者	26
説明のため出席した者	26
開 議 宣 言	28
1 1 番 議員 今村 桂子	28
1 3 番 議員 田ノ上 真	45
3 番 議員 白水 春夫	59
7 番 議員 川口 満浩	67
5 番 議員 男澤 一夫	72
8 番 議員 百田 輝子	75
散 会	84

第 3 号 (1 2 月 8 日)

議 事 日 程	85
本日の会議に付した事件	86
出 席 議 員	87
欠 席 議 員	87
議会事務局職員出席者	87
説明のため出席した者	87
開 議 宣 言	88
議案第 6 8 号	88
議案第 6 9 号	90
議案第 7 0 号	91
議案第 7 1 号	93
議案第 7 2 号	93
議案第 7 3 号	93
議案第 7 4 号	93
議案第 7 5 号	96
議案第 7 6 号	96
議案第 7 7 号	98
議案第 7 8 号	99
議案第 8 0 号	100
議案第 8 1 号	102
議案第 8 2 号	103

議案第 83 号	104
議案第 84 号	105
議案第 85 号	107
議案第 86 号	108
議案第 85 号	109
議案第 86 号	111
文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について	111
議会運営委員会委員の辞任について	112
議会運営委員会委員の選任について	112
委員会の閉会中の継続調査について	112
議員の派遣について	113
閉 会	113

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

今回の一般質問から、町政70周年を節目に議会改革の取組の一つとして、長年続いてきた一括答弁方式から、一問一答方式に変えさせていただきますが、不慣れなこともあると思いますが、よろしくお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより、今定例会より一問一答方式で行います。質問時間は、答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。

11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） おはようございます。11番議員、今村桂子です。一問一答方式になって、一番最初に質問をさせていただきます。

体育、部活動等の熱中症対策などについてお聞きをいたします。

今年の夏は、明治5年の気象観測以来、最高気温を更新し続け、40度を超える地点が続出しました。熱中症による救急搬送人員、死亡者数も昨年より増加し、学校関係での熱中症のニュースも話題になりました。

11月に入っても半袖で過ごせるような異常気象でしたが、温暖化により、今後もこのような状況が加速していくと予想されます。

そこで、夏の体育の授業や部活動の実施状況についてですが、今年の猛暑で体育の授業中や部活で具合の悪い子が出るような状況はありましたか。

○議長（松山 力弥） 誰か、もうそれで。答弁、よろしくお願いいたします。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） おはようございます。

ただいまの御質問につきまして、各小中学校に確認しましたところ、数名から10名程度の体調不良を訴えた児童生徒は出ました。

症状としては、軽度のものでございました。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（11番 今村 桂子） 10名程度ということですが、熱中症対策として何か行われましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 職員朝礼において暑さ指数の確認を行い、情報共有を行っております。

ます。指数が高いときは、外遊びや体育の中止や時間短縮等を行っております。

活動を実施する場合は、15分ごとに休憩時間を設定し、水分補給の指示を行っております。

また、経口補水液を保健室にも常備しております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君、手を挙げてからよろしくお願ひします。今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 様々な対策を行われているようでございますが、実施要項や規定等についてお尋ねをいたします。

実施要項や暑さ指数、警戒アラートなどを活用するなどの規定はつくられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 環境省及び文部科学省において検討され示された、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを参照し、教育活動の基準にしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） ガイドラインにのっとりということでございますが、内容的にはどのようなものかということで、具体的にお聞きをしたいと思います。

授業のどれくらい前に温度を測っていらっしゃいますでしょうか、気温等で。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 学校において多少の差はありますが、おおむね活動の5分前から10分前に確認しております。

また暑い日には、朝や昼休みにも計測をしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 数度の計測を行っているということでございますが、体育などの授業があるとき、部活動とか、その場所で温度を測り決定しないといけないと思うんですが、どのような場所でその温度は測られておりますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 場所につきましては、運動場や体育館など複数箇所で計測を行っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） その活動の5分前から10分前で数回行っているということでございますが、運動場、体育館なども数回行われているということによろしいですか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） はい。そのとおりでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 7月、8月、9月は特に暑い日が続いておりましたが、今年度は規定温度を超えての授業、また部活動の日はどれくらいあったのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 7月1日から9月30日の期間において、熱中症警戒アラートが発生された日は28日間でした。うち9日間が学校登校日でした。うち4日間で部活動を実施しています。

この4日間は夏休み期間中であり、活動期間は、主に気温が上がる前の午前中に実施しております。

登校日の9日間につきましては、運動場での活動は行っておりません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） ガイドラインによつての規定温度というのは、何度になっていますか。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） その規定というのは、それぞれ暑さ指数からありますが、暑さ指数で31を超えた場合はどういった活動、29から31まではどういった規定があるということで、規定はそれぞれあります。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 規定によつて、それぞれの内容があるということで、授業内容も、一応こういう活動をなさいということが書いてあるということでよろしいですね。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 31を超えた場合は、基本的には外での活動をしないとかいう規定はございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 31度を超えたときは外でしないという規定ということでございますが、結構、28日間もあったということで、出校日が、その間の出ている期間が9日間と先ほど言われたと思います。

規定を超えたときの体育の授業の対応について、お聞きをいたします。

夏場の授業はプールでの水泳がメインで行われているとは思いますが、雨の日もあつたりとか様々だと思います。暑さにより切り替えた授業があれば、どのような授業に切り替えたのか、場所の変更とか、ほかのプログラム、そのほかの授業に変更したなどがありましたらお答えください。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 暑さ指数が31を超えた場合につきましては、運動場での体育や外遊びの中止や教室内もしくは多目的室において実施できる授業に変更をしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 次に、部活動の指導者会議などについてお聞きをいたします。

部活動に関しては、地域移行により、今後ますます外部指導者が増えてくると思いますが、部活などの指導者の会議は行われておりますでしょうか。年間どれぐらいの回数、行われているからお答えください。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 部活動顧問の会議につきましては、必要に応じ、適宜行っております。

また、外部指導者に対する協議を年度当初実施し、共通認識を図っておるところでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 数度の、随時行われているということでございました。

指導者会議の中で、実施要項規定、熱中症などの共通理解はきちんとできているのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 職員研修などで周知徹底を行っております。全職員の共通理解を得ておるところでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 職員に関しては、それでいいと思うんですけど、外部指導者も結構部活動には参加をさせていただいておりますが、その方たちへの周知はきちんとできておりますか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 先ほども申し上げたとおり、外部指導者につきましても年度当初協議を行いまして、共通認識を図っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 夏休み期間中の部活などについて、熱中症アラート指数ですか、この31の規定は守られていましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 夏休み期間も、同様にガイドラインにのっとり活動しております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 把握などについてですが、部活など実施される日の日誌とか、報

告書の記入、提出などによる把握は実施されておりましたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 平日の活動につきましては、計測している指数を基に活動の判断を行っております。

土日につきましては、報告書の提出により活動を把握しているところです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 部活動に関しては、夏休み中は平日も行われていたと思うんですけど、そういう等の日誌とか、それから報告書、そういうものは提出されているのでしょうか、各部活。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 土日につきましては、活動する場合につきましては、そういった報告書を提出いただくことで把握をしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 夏休み中の平日も部活はあるんですね。すみません、その件でお答えください。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 夏休みにつきましても、そういった報告書の提出はございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 提出については毎日行われているのか、1か月分まとめてなのか、その辺をどなたに提出して、誰が把握しているのかお答えください。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 私のほうから答弁させていただきます。

平日の活動につきましては、夏休みの平日等については勤務日になっておりますので、学校長等が在籍しておりますので、一つ一つの活動報告については求めておりません。土日に関しては求めております。

また、活動の経過につきましては、一月まとめて報告をして、提出するようにしております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 勤務時間ということもあるということですが、それは外部指導者に関しても同じようにされているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 部活動としての報告をさせていただいておりますので、その場に外部指導者がいれば、外部指導者も含めてその場に報告をするようになっております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 体育館の活用についてお聞きをいたします。

暑い中では運動場が使えないということで、体育館を使われることがあるのでしょうか。もしあるとしたら、その体育館の暑さ対策を何か行っていらっしゃいますか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 暑さ指数の計測を実施しまして、活動の際は換気を行い、スポットクーラーや大型扇風機などを併せて稼働させております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 各体育館、小中学校ありますが、全てに大型扇風機は設置されているんですか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 大型扇風機もしくはスポットクーラーというところを配置しております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） スポットクーラーそれから大型扇風機でしのいでいるということですが、体育館だと、湿った状況だと暑さの中40度以上になっている体育館が多いと思うんです、猛暑の中ですよ。

今後もこのような状況が続きますと、気温の上昇が懸念されますが、そのスポットクーラーとか大型扇風機などで対処、今後もしていく予定なのか、それで十分であると考えているのかお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） これまでの対応同様、暑さ指数の計測による活動の判断や水分補給及び健康観察を行ってまいりたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 次の体育館のエアコン設置についてお聞きをする内容でもあるんですが、今の対処されているスポットクーラー、大型扇風機などで対処は十分だと考えているのか、今後、エアコンのない体育館では授業困難になっていくと考えているのか、その辺をお答えください。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） この気象状況が続くのであれば、授業困難になる日も増えていくだろうというふうに考えてはおります。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 附属資料を御覧いただきたいと思います。

文部科学省からの9月15日付の公立学校施設における空調設備の整備及び断熱材確保についての事務連絡です。

その中に、子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所ともなる学校施設について、空調設備の整備や耐熱性の確保等により熱中症事故を防止するための環境を整備することは極めて重要であると書いてあり、補助金について書かれています。

来年の夏に向けて、特に体育館の空調設備に対する補助金の問い合わせが多かったそうですが、近年では線状降水帯による災害や夏場の台風などが増えてきており、現状での体育館は夏場の避難所としては熱中症の危険もあり不向きだと思われませんが、須恵町では小中学校の体育館にエアコンの設置予定はありますか。

○議長（松山 力弥） 吉本課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 体育館につきましては、長寿命化改良工事を実施している第一小学校と、須恵東中学校において空調化の設計が完了しております。

今後、計画的に実施をしてまいります。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） エアコン設置に対して、町長のお考えをお聞きしたいと思うんですが、ただいま第一小、須恵東中で空調の設置を検討しているということでございます。

その資料1を御覧ください。

空調設備の新設は、学校施設環境改善交付金が活用できます。補助率が3分の1、下限額400万円、上限額7,000万円です。

また、災害時の指定避難所になっているので、緊急防災・減災事業債の活用が可能です。

今、第一小、須恵東中では、空調の設置が予定されているということですが、参考ではありませんが、資料4のほうを御覧いただきたいと思います。

断熱性の確保が、現在、多分、第一小も東中学校もなされていないと思います。断熱材の確保がなされていない場合、過大な能力の空調機が必要になったり、光熱費が高額になったりと、効率的、効果的に快適な空間を確保することができません。

資料4は、体育館の断熱性確保による電気代削減効果について、文部科学省において試算した結果です。

空調設置時に断熱化改良工事を実施することで、15年目の空調更新の際に、断熱化改修工事費の改修が可能です。また40年で、5,500万円の経費を削減できます。このような内容を基に、町長のほうでエアコン設置に関するお考え、また断熱性について、お考えをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 今、町長への御質問ですけれども、学校施設の問題でもありますし、町長とも内容を確認できていますので、私のほうから答弁させていただきます。

第一小学校の長寿命化の改良工事につきましては、計画では令和9年度に体育館を実施予定にしております。その他、学校につきましては、翌10年度以降に実施を計画しているところですが、防災面や健康面において前倒しの必要が生じた場合には、財政と協議しながら検討してまいります。

また、交付金については、学校施設環境改善交付金における大規模改修、大規模改造は上限が7,000万円である、また長寿命化工事は上限の設定はない。また、そして緊急防災・減災事業債についても協議をしております。議員の御指摘のとおり認識しております。

しかし、現在のところ、この事業債についても7年度までとなっております。これまでの状況から延長も見込まれますので、実施年度において、より効果的な交付金や地方債を活用して、設置を計画的に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 7年度までということで、時期が近づいているということですが、近隣町では、粕屋町が体育館にエアコン設置を決めて、今年度設計を行っておりますし、次年度からエアコンを、随時設置していくということでございます。

また近隣町、志免町においては、議会から執行部に体育館にエアコン設置の要望書が出されたと聞いております。

今年の夏の暑さで、様々な自治体が体育館のエアコン設置に動いているということで、国のほうも補助金の拡大とか、そういうことでいろんな通達書を送っているようでございます。

また、今、おっしゃられた第一小と須恵東中は、令和9年度設計、10年度以降ということでございますが、ほかの学校についてはどのように考えられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） このエアコンについては、学校教育のほうで計画を立てて、今、言った計画なんでしょうけれども、私が町長になったときに思い出すのが、殺人的な猛暑ということで、その当時、教育委員会のほうが年次計画で上げていたんです。

ところが、菅総理が前倒しでいいと、全校につけろということで、その当時、粕屋町の町長が、大挙、東京のほうに行って、宮内代議士を通じて文科省の局長にお会いしてエアコンを設置したということをお思い出します。

その流れの中で、また異常気象の中で体育館の問題、出てきているんでしょうけれども、後ほど田ノ上議員のほうからも一般質問ありますから、総合的な内容というのはそこでお答えしますけ

ども、この体育館だけでも、東中学校の今の試算で、1か所、7億円です。3分の1の補助金もらって、残り起債といっても、それは借金なんです。

粕屋町とか志免町さんというのは、御存じのとおり、事業税とかいろんな形の財政条件もいいわけです。その中で体力的に持っているところが、まず、おっしゃっているんでしょうけども、須恵町の場合、5校、それ一遍にやると財政破綻を起こす可能性があります。

それだけやればいいんですけども、トータル的に見たときに、災害が起きたときに、ある程度の基金持っていて、その分で前倒しでやって、後から補助金もらうという形のキャッシュフローも考えておかないといけません。

そういったことを考えると、非常にこの問題というのは、体育館だけに特化やると、それ、つけたほうがいいに決まっているんです。私もつけたいです。でも、その辺については、首長としてどうやるかというのは、今後しっかり考えながら、でも一日も早くつけたいなと思っております。

後ほど、田ノ上議員のほうで、トータル的な話については述べたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 財政に限度があるというのはもちろん分かっております。5校できればいいんでしょうけど、本当に、財政的にいろんなことがあって、大変だろうと思っております。

ただ、7年までの期限が補助金としてあるので、急がないといけないのかなということも念頭にはあります。

その辺のいろんな状況を考えながら、今後やっていただかないといけないのかなとは思いますが、財政面も考えながら、安全、安心な環境を整えるのは、やはり行政として、そういう安心、安全を提供していかなければならないことだと思っておりますので、今後検討していただくことを期待しております。

また、先ほど断熱性の確保について、東中、第一小、これも補助金がありますので、資料のほうに載せておりますが、検討できていますかということをお聞きしましたが、これは答えられるなら、今、お願いをしたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 当然、建築物を造るときに、断熱材を入れるのは当たり前のことであって、やるのであれば同時にやっていきます。

それと、教育委員会のほうが、一小と東中ということで、今、計画をやっていると言うけども、それ、私、決定はしておりません。

災害の観点から見たときに、東中が正しいのかどうか、体育館にエアコンつけるのが。

だから、どこに災害も併せた上で考えると、それは教育委員会の、今現在、申請でそれを行っているというだけで、私は決定したわけじゃございませんので、その辺りは、ちょっと申し添えておきたいなと思います。

やるとなったら、それが期限があろうがなかろうが、やると決めたらやります。ただ今は、財政状況も把握した上で、どこをやるのか、それが一番住民サービスにとって、学校教育においても、一遍にはできないから、その辺りを、今、私の中で判断しているということです。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 町長のお考えを、今、お聞きしまして、やはり優先順位というのは大事だと思います。どの場所で、一番避難所として活用されるかとか、特に財政難であるということもあるので、どの順序ということは、しっかりと検討していただきたいと思っております。今後検討していただくことを期待いたしまして、1問目の質問を終わります。

2問目の質問に入ってよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） はい。

○議員（11番 今村 桂子） 次に2問目ですが、幼稚園・保育園の待機児童対策についてお聞きをいたします。

子育てと仕事の両立は、働きながら子育てをしている保護者にとっては大きな問題です。

須恵町は、女性の就業率が県平均よりも高く、また子育て中の女性の就業意識も高いことから、子育てへの男性の積極的な参加や多様な保育ニーズへの対応を通じて、働きながらも安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

待機児童については、平成28年度に100人を超え、全国町村で上位となり、施設整備が喫緊の課題となり、厚労省から保育園等に対する受皿が不足しているとの指摘を受けました。

その後、民営施設、明道館が設立、平成30年度の開園により待機児童が減少した経緯があります。その後、令和4年4月よりアザレア幼稚園、れいんぼ一幼稚園が民営化されました。

民営化の効果で待機児童は減少していると聞いておりますが、須恵町では人口が増加しており、子育てしやすい町として、特に若い子育て世代の流入が増えています。

須恵みなみ幼稚園が来年4月の開園に向け建設中で、10月からは保育園としての機能も開始されますが、幼稚園・保育園の待機児童などについてお聞きをいたします。

須恵町の人口は、10月31日現在で2万9,303人となりましたが、須恵町のゼロ歳から5歳の人口はどれぐらいですか。

○議長（松山 力弥） 稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 先ほど議員のおっしゃられた10月31日の時点におきまして

は、ゼロ歳210名、1歳259名、2歳263名、3歳290名、4歳280名、5歳341名の合計1,643名でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 人口が増えていて、ゼロ歳から5歳までが1,643人いるというところで、国が示す待機児童の定義というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 厚生労働省が示しております保育所等利用待機児童の定義では、調査日時点において、これ4月1日になります。保育の必要性の認定がされ、特定教育保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが利用していないものとされております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 以前はいろいろな規定がありましたが、4月1日からそれがなくなったということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） なくなったという話は、すみません。私は聞き及んでおりません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） じゃあ、以前の定義ということで了解をいたしました。

待機児童の現状について、じゃあ、お聞きをいたします。

須恵町における年齢ごとの入所児童数と、国の基準による待機児童数はどのようになっていますか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） まず、本町における認可保育園及び認定こども園の入所児童数は、ゼロ歳児39名、1歳児94名、2歳児135名、3歳児153名、4歳児178名5歳児192名の計791名となっております。

また、令和5年分として国が示している須恵町の待機児童数は、1歳児11名、2歳児1名の計12名でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 待機児童数、国が示している待機児童数が、1歳児が11名で2歳児が1名ということでございますが、保育園に入れなかったために育休を延長されるなど、国の基準には入らないが実際に待機であって、この報告からは外されている実際の未入所児童数は年齢ごとに何人でしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 通園可能な保育園に空きはあるが希望園でないため入園しないという未入所児童は、国の示す待機児童の12名を含めずに算出しますと、ゼロ歳児4名、1歳児35名、2歳児16名、3歳児1名、4歳児6名、5歳児8名、合計70名となっております。

この未入所児童70名の内訳は、幼稚園の幼稚園部門の利用者が13名、企業主導型保育所の利用者が25名、就職活動を休んでいる方や育児休業中の方が20名、特定の園を希望されている方が12名というふうになっております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 実際の待機というのは、今お聞きしたところ、結構いるんだなというふうに感じました。

本当の待機というのは、この方たちも全て含めてということだろうと思っております。

数的に言えば、先ほど言われました70名に国の基準の12名を加えた82名ということで、内容的には様々な方たちがいらっしゃるということでございます。

須恵町では、待機児童支援事業として、認可保育所を待機したまま認可外保育所、届出保育所を利用している方に、経済的負担軽減の目的で、認可外保育所保育料の一部を補助しております。

待機されている方々は、それらの保育所に預けている方、自宅で保育されている方、他町の保育所に預けている方などいると思いますが、認可外保育所をどれぐらいの方が、現在利用されておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 認可保育園、認可園は自治体が給付費の支給などをするために、運営に関与する割合が比較的高く、園児も基本的に町内在住者であるため園で児童数を把握しておりますけども、認可外保育施設は公的資金の給付等がなく、利用者も町内外を問いませんので、町内にある認可保育施設の在籍者数を行政は把握しておりません。

ただ、本町には認可外保育所の入所利用を、申込みをしながら入所できず認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し保育料の一部を助成する、先ほど議員がおっしゃられた待機児童支援事業の利用者、こちらが20名いらっしゃいます。

また、国の事業である保育無償化の利用者が32名、企業が基本的に従業員向けとして運営する企業主導型保育所の利用者が100名、合計149名の認可外保育施設の利用者を把握してございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 認可外保育所に149名の方が入っていらっしゃるということでございますので、認可保育所の数では、まだまだ足りないのかなど。

例えば企業型とかそういうのであれば、認可外保育所でも、結構、そこを望まれて入られてい

る方もたくさんいらっしゃると思います。

また、今回民営化された後の状況についてお聞きをしたいと思います。

教育保育施設と地域型保育施設事業者、このような認可外保育所があると思いますけれども、そのような方々の情報共有とか連携支援というのは行われているのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） まず、本町には地域型保育施設はございません。認可園と行政とでは、年4回、保育園・幼稚園連絡会にて情報交換を行っております。

また、毎月開催しております要保護児童対策地域協議会でケース会議を行っておりまして、そちらに園長先生方がおいでになって、一緒に協議を行っております。

また、平素の業務で連絡調整を取っておりますので、連携は取れておるというところで認識しております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 会議等も行われているということでございますので、連絡調整等もしっかりできて、共有もできているというふうに思います。

保育無償化による財政面、保育士の不足、保育の質の向上、特色ある保育を念頭に民営化が進められましたが、民営化によりどのような効果があっておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 令和4年度から、れいんぼー、アザレア、両幼稚園が民営化したわけですが、これにより受入れ児童数が増え、民営化前の令和3年の待機児童が32名だったのに対しまして、民営化後の令和4年は2名と、前年比94%減となっております。

本年度は12名と増加してしまっただけですが、そこと比較いたしましても、移行前と比べると62.5%、待機児童が減っている計算となります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 民営化により、待機児童が大分減ったということで、その辺は聞いておりましたが、このように削減ができているということで、大変民営化してよかったな、効果が出ているなということは感じております。

今後、須恵みなみ幼稚園が開園されることとなりますが、その影響についてお尋ねをいたします。

来年度から開園となる須恵みなみ幼稚園の、年齢ごとの園児受入れ数を教えてください。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 須恵みなみ幼稚園は、御存じのとおり、幼稚園部門と保育園部

門が新たにございます。

まず幼稚園部門は、3歳児、4歳児、5歳児、各20名の合計60名を定員としております。新たに設置する保育園部門は、ゼロ歳児6名、1歳児18名、2歳児24名、3歳児40名、4歳児40名、5歳児40名、計168名、2部門合わせて228名となっております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 受入れ数は、幼稚園部門では55名減るということですね。そして、保育所部門で増やしていくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） そのとおりでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 現在の南幼稚園と比べ、受入れ人数は年齢ごとに何名ずつ増加する予定ですか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） みなみ幼稚園になりましたら、ゼロ歳児6名、1歳児18名、2歳児から5歳児まで20名ずつ受入れ人数が増加し、計104名受入れ人数が増加することとなります。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 10月の須恵みなみ幼稚園開園に向けて、保育士の確保は派遣会社に委託するとの内容だったと思うんですが、保育士確保はできそうですか、現時点で。

○議長（松山 力弥） 稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 今年11月の9日に、保育士等派遣業務の一般競争入札を行い、受託業者が決定いたしました。

20名の保育士を派遣する契約となっておりますので、受託業者に人員を確保していただいた上で、正職、派遣、合わせて40名程度でスタートする予定でございます。

契約してからの、業者は動き出しとなりますので、今後、契約に基づいて、のっとなって人材を確保していただきたいというところでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 保育士が確保できなければ、この増員の計画もできなくなると思いますので、その辺はしっかりとお願いをしたいと思います。

先ほど、みなみ幼稚園、104名の追加で受入れができるということでしたが、この開園により、特にゼロ歳児、1歳児、2歳児など、待機が現在もあっておりますが、その辺の待機児童はなくなる予定でしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 本年4月1日の児童数が、先ほども申し上げましたように、1歳児11名、2歳児1名ですので、今年程度の申込み数であれば、待機はなくなるものというふうに認識しております。

ただ開園は来年の10月になりますので、来年の4月1日の報告値は、ある程度、もしかしたら待機が出るかもしれません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今、待機が、国の基準の待機で12名というふうにお答えをいただいたと思うんですが、先ほど、お答えによりますと、現時点での国の基準じゃない待機というのが70名、そして、国の待機が12で、82という待機が実際に大変困ってあって、待機をされている方々であろうと思います。

そういうことで、104名増えると実質的には大丈夫なのかなとは思いますが、今後の対策についてお聞きをしたいと思います。

須恵みなみ幼稚園開園により、待機児童はほぼ解消されると思われませんが、国は両親が働いていなくても保育園に入れる、こども誰でも通園制度の本格実施に向けて動き出しています。

また、人口増による子育て世代の流入など、今後を見据えての展望として、前、町長が言われておりました子育て支援員の活動、小規模保育所の認可など、そのようなものを活用しての待機児童が増えたときの対策などについて、町長は現時点でお考えであるかどうか、将来を見据えての展望としてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） まずは、ちょっと私のほうから。

現在、宅地開発が進んでおまして、子育て世帯の増加が見込まれておる本町でございますけれども、第7次総合計画の人口ビジョンにおきましては、2040年時点で、人口3万人を目標としております。

現在の人口が、約2万9,300人であることを考えますと、ここから先は微増で推移していくものと見込んでおりますが、全国有数の人口増加率と言われる福岡都市圏の自治体においては、既に未就学児の人口が後退局面に入っておるといような情報もございます。本町も、遅からずそのときは来るものと思われまして。

現在、待機児童が多い本町でございますが、人口ビジョンに基づけば、須恵みなみ幼稚園の開園により待機児童は解消されるものと見込んでおります。

仮に、見込み以上に人口が増えて、保育の受皿に不足する事態が生じた場合は、ここ数年の待機児童の約9割以上がゼロから2歳児であることを鑑みますと、小さなスペースでも開園できる

保育園として制度化された小規模保育事業、こちらが、主にゼロから2歳児を対象とするものでございますので、検討していく価値は十分にあるかと思えます。

しかしながら、空き教室などを利用するこの事業でございますけれども、御存じのとおり、各学校とも空き教室は全くないという状況でございますので、不足しておるところが施設整備の最大の難関かなと思っております。

教育施設関連で申しますと、先ほどのお話の中にもありましたように、学校の長寿命化の改修など、長きにわたり毎年数億円を超える事業が進行中でございます。ですので、財政には限りがございますので、全体を見渡しながら検討を重ねていきたいと考えますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 実際は解消されるのかなとは思いますが、まだその辺が、人口増による流入とか、いろいろなことを考えると厳しくなってくるのかなと思えます。

先ほど言われました小規模保育所でございますが、許可は市町村が行うことになっているというのですが、須恵町には、定員6人から19人の小規模保育所での許可は、まだないということですね。

志免町等は、小規模認可保育所で3歳未満の待機児童の解消を行っている、近隣で一番近いからです。3歳以降の受入れ先の問題などが発生すると思うんですが、小規模保育所が認可の申請をされた場合、基準を満たせば許可をされるという方法でよろしいでしょうか、今後です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） もう、時間がなくなってきたから、私のほうから答えたいと思えますけれども、この未就学児を含めた子育て支援について、私、それこそ学校教育課長をやって、教育長をやって、ずっと携わってきたわけですがけれども、今現在、この須恵町自体がいろんな要素、適当に田舎、適当に祭りがある、適当に便利、交通の便も適当にいい、市内に近い、そして子育て環境でいうと保育所・幼稚園も含めて、小学校・中学校も、非常に近隣の保護者の人たちから好評価を得ています。

そういう中で新しい人たちが、土地代も安いとか、そういったことも含めて、今、流入してきていますけれども、これも、いつかの時点で止まるんです。そこまで何とか耐えていかんといかんわけですね。

その中で、南幼稚園を認定こども園方式に変えて、待機児童をなくそうということで、そこに財政投資をやっているわけです。でも、恐らく、やればやるほど魅力を感じられて、転入組、増えてこられる可能性が高い。

そうなったときに、先ほどおっしゃったようにターゲット絞るなら、ゼロ、2歳ぐらいに特化

した保育園を、小規模、何十名か、そこで待機児童も解決するというようなことはやらざるを得ないだろうなどということは、教育長とも担当課のほうとも話しています。

ただ、これはみなみ幼稚園を造って、5年程度見て、今現在の開発ブームがどうなるのかとか、小中学校も含めてどうなっていくのか見据えないと分からない。だから、今現在、将来の待機児童をどう考えているんだと。逆に言うとうれしい悲鳴です、私にとってはです。

だから、須恵町のまちづくりが、本当に皆さんに浸透してきているんだなという、生み苦しみというか、これは、いい方向に私は捉えております。

ですから、将来的にもしそういったことがあれば、臨機応変に教育委員会のほうに命令して、特化した形の部分を、町の財政を投入してやっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 本当に子育てしやすい町として打ち出されていた町長なんですが、子どもたちがどんどん増えて、須恵町の魅力というのが分かっていたいて、子育てしやすい町ということが皆さんに伝わって、本当にいい町であるということで、この町に子育て世代がどんどん入ってきていただいているのだということだと思って、私もうれしい悲鳴であるのではないだろうかと、町長の政策がうまくいっているんじゃないだろうかとすることは感じております。

その中で、ゼロから2歳児に特化した小規模保育所を、それを今後の展望により流入の度合いとか、そういうものを考えて造っていく可能性があるということで、今、受け止めております。

もう一点、ちょっとお聞きしたかったのが、こども誰でも通園制度というのを、国が本格的に今年度から九十何億円でしたか、出してされて、実質されていくということで打ち出されているんですけど、これは、本当に両親が働いていなくても、今まで幼稚園に行っていた子とか、家で預かっていた子も通園を、保育所でできるというものだそうなのですが、これについて、例えば今後、子どもが少なくなっていって保育所が空きが出たとしても、このような制度で子どもが減ることはないんじゃないかというふうに私自体は思っているんですけども、町長はその件に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 通告にはなかったけど、誰か答えますか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど言った答えと一緒に、ケース・バイ・ケースです。

今、おっしゃったことも含めた上で、柔軟に対応せざるを得ないのかなと思っています。

やはり、須恵町に住みたいとおっしゃる20代、30代の方々が来やすいような環境はつくっていききたいと思うけど、将来的なことを考えると、総務省が言ったように、2030年まで須恵町は人口が減りません。そのとおりになってきています。今現在、2040年まで、それが延びてきているんです。10年間延びたということは、福岡都市圏がいかに元気のいいとこかとい

うことを考えると、そういったところに対する財政投資は、当然必要なんだろうなと思っております。

ただ、こればかりは、今、議員からどうなんだと聞かれても、そのときに子育てしやすい政策を臨機応変にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 状況に応じてということではあると思いますが、念頭の中に、このような人口が増えたときはこうするとか、子どもの数が増えたときは、この年代では小規模保育所を造るとか、そういう、やはり計画というのはある程度打ち出されているのいいのだろうと思って、町長が、もうそのような考えがあるということを、今日はしっかりとお聞きをいたしましたので、今後、まだ待機が、国の基準以外の待機の方が非常にいらっしゃるということが、一部懸念されるところでございますが、これが10月のみなみ幼稚園開園に向けて解消されることを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 今村議員の初めての一问一答式は、約1時間ぎりぎりまでありましたので、ここでちょっとお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時5分とします。

休憩に入ります。

午前10時55分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上でございます。通告に従い質問いたします。

先ほどの質問を見て、いつもの一般質問以上に、この一问一答というのは性格が出るなと思って見ておりました。私も性格が出るであります。一生懸命やらさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、HPVワクチンのキャッチアップ接種と、同ワクチンの男性に対する接種助成、そして学校体育館へのエアコン設置の3問でございます。

3問目のエアコン設置に関しては、先ほどの質問とかなりかぶると思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、HPVワクチンのキャッチアップ接種について質問いたします。

令和4年度にHPVワクチンの積極的勧奨が再開されました。それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も、3年間の期間限定で、定期接種と同条件で接種できるキャッチアップ接種が設けられています。

須恵町のホームページには、既に十分な情報が記載されていますが、その進捗の程度が分かりませんので、キャッチアップ接種の現況を伺いたいと思います。

なお、傍聴の皆様、中継を御覧の方にも分かりやすいように、基本的なことについても伺いますことをお許しいただきたいと思います。

執行部に伺います。

HPVワクチンの効果については、どのようにお考えでしょうか。すみません、HPV、ヒトパピローマウイルスが起こす疾患から御説明をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） まずは、子宮頸がんについて簡単に説明をさせていただきます。

子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんでございます。

子宮頸がんは、若い世代の女性のがんの中で多くを占めるがんでございます。

日本では、毎年約1万1,000人の女性がかかる病気で、さらに毎年約2,900人の女性が亡くなっております。

患者は20代から増え始め、30代までにがんの治療で子宮を失い、妊娠できなくなってしまう人も1年間に約1,000人います。

子宮頸がんのほとんどは、ヒトパピローマウイルス——以後、HPVと言わせていただきます——というウイルスの感染によって生じるとされ、多くの女性が一生に一度は感染すると言われるウイルスでございます。

HPVワクチンの定期接種は、小学校6年から高校1年相当の女性を対象に、子宮頸がんが原因となるHPVの感染を防ぐことを目的に行っております。

現在、日本において公費で受けられるワクチンは、2価、4価、9価ワクチンの3種類であり、一定の期間を空けて2回から3回の接種を行います。

このHPVワクチンの効果としましては、2価と4価のワクチンは、子宮頸がんを起こしやすい種類であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができ、そのことにより、子宮頸がんの原因の50から70%を防ぎます。9価のワクチンにおいては、HPV16型と18型に加えまして、ほかの5種類のHPV感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80から90%を防ぐことがで

きております。

海外や日本で行われた疫学調査では、HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの全がん病変を予防する効果が示されております。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果も分かってきております。

HPVワクチンの接種を1万人が受けると、受けなければ子宮頸がんになっていた約70人ががんにならなくて済み、約20人の命が助かると試算をされております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） HPVワクチンの効果、またHPVについては説明のとおりだと思います。ワクチンも、大変に効果が高いものでございます。

そこで伺いたいのが、積極的勧奨が再開された理由、この点についてお伺いしたいと思います。そもそも中断された理由もあると思いますので、併せてお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日付の厚生労働省通知に基づき、積極的な接種勧奨を差し控えておりましたが、令和4年4月から積極的な接種勧奨を再開しております。

HPVワクチンの接種については、専門家の会議において継続的に議論されてきました。令和3年11月に開催された会議において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、積極的勧奨の差し控えは終了し、令和4年4月からの個別接種勧奨を再開しております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） これも御説明のとおり、中断事由としては、平成25年以前に大変に副反応があるということで、これは世間をにぎわせたりしたわけだったんですが、これは因果関係の検証がされていなかったということで、それで再開事由、ただいま説明がありましたように、最新の知見では、副反応の因果関係がいまだ証明されていない、接種・非接種の間で差が認められないということで、この件についても多数の論文が存在するというので、再開に至ったということでございます。

ここで、もう一点伺いたいんですけど、ワクチンのリスクについて御説明願いますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） ワクチンのリスクについてでございますけれども、HPVのワク

チンに限らず、どのワクチンにもリスクというものは存在しております。

今回のHPVワクチンにつきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、接種が開始されて数か月で、いろんな副反応が出てきたことによって差し控えがされたというところで、詳細の副反応につきましては、ちょっと今、ここで細かくは説明できませんけれども、どのワクチンにつきましても、国が定期接種化しているワクチンにつきましてもリスクというものは常に伴う、その御理解の上に定期接種というものを国が進めているものは行われているというところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御説明のとおりでございまして、どのようなワクチンにも何らかの副作用があるわけでございます。異物を体に入れる以上、どうしてもそういうことが起こってしまうと思われるのでございますが、軽いもので接種部位に痛みや腫れ、重い症状としてアレルギーなどがあるということですが、何らかの症状がワクチン接種後に現れた人というのが、パンフレット等によりますと1万人当たり8人から9人と、子宮頸がんになる人の確率と比較すると、その人数に対して6%ぐらいだということでもあります。

また、HPVワクチン接種後に、今、言ったアレルギーなどの重い症状が発生する方も、1万人当たり5人から7人ということとなっております。同様に比較すると3.7%ということで、ワクチンの優位性というのは数字に出ていると思うものでございます。

そこで、このキャッチアップ接種の制度について伺いたいと思います。

定期接種の説明も対となりますので、先ほど少し触れられましたが、併せて説明をいただきたいと思います。

なお、4番の項目の答弁とも、4番は人数ですね。人数じゃない、人ですね。どのような人が対象になるかという部分も重なると思いますが、説明を併せてよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 質問の3番、4番、一遍に答えていいですか。よろしいですね。分かりました。

まず、キャッチアップ接種はどのようなものかということですが、積極的に勧奨の差し控えにより、接種を逃した女性で、過去に公費でHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方に公平な接種機会を確保する観点から、時限的に令和4年4月定期接種の対象年齢の小学校6年から高校1年相当を超えて、改めて公費での接種機会を提供するものでございます。

キャッチアップの期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間でございます。

対象者ですが、令和5年の対象者は平成9年度生まれから平成18年度生まれ、誕生日

で言いますと、平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性の中で、定期接種対象年齢の小学校6年から高校1年相当の間に接種を逃した方となります。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） すみません。平成19年4月1日生まれまでと、今、おっしゃいましたけど、来年、令和6年度に入りますと、平成19年度生まれの未接種の方、当然未接種でしょうけども、対象になるということによろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 3年間でございますので、1年ずつ、対象年度の生まれの方は増えていくということでございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） この接種の期限でございます。ホームページでは、令和7年3月31日、つまり年度末まで接種可能という記載になっておりますが、これは3回の接種が必要ということでございます。

3回の接種に半年の期間が必要となりますと、年度末までに接種するとなれば、少なくとも半年前の令和6年9月末日までに申請しないといけないので、残り10か月足らずの期間に申請しなければならないと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） その認識で大丈夫です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。

それでは、町内のキャッチアップ接種の対象となる人数について伺います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 令和5年度のキャッチアップの対象人数は、10月1日現在1,208人、定期接種の対象者は984人となっております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） これは、令和6年度の見込みとかいうのは分かるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 接種の見込みということによろしいですか。——分かりました。

令和6年度の見込みということでございますけれども、キャッチアップの人数に関しましては、先ほど言われる前の質問でありました19年度の方が含まれますので、数百人増える予定でございます。

定期の対象者につきましては、基本的には900人から1,000人、変わらないと思います。
以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） それでは、9年前の平成13年の中断前の接種率はどれほどでしょうか伺います。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 平成25年4月から始まった定期接種でございますけれども、以前もちょっと説明したとおり、接種後に症状が頻発したことにより、2か月後の6月には、積極的な接種の差し控えが通達されております。

積極的勧奨の差し控えの期間は、平成25年6月から令和3年11月の期間となります。

接種率という質問でございますけれども、国に報告している状況調査では、接種回数ごとの接種者数を報告しており、国は実施状況として実施率というものを公表しておりますので、実施率のほうで回答させていただきます。

須恵町の平成25年度の実施率は、1回目接種の方4%、2回目接種7%、3回目接種9%となっております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） それでは、今回のキャッチアップ接種に関して、目標としている接種率というのはあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 目標とする接種率は特にございませんが、対象者の中で接種を希望される方、全ての方がスムーズに接種できるよう、接種の体制を整えているところでございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御説明ありがとうございます。

実は、目標とする接種率がちゃんとあって、事業としてぐいぐい進めていくというのを想像はしておりましたが、中断前の数字が実施率という形で、私が思っていたより、かなりやっぱり低いものですから、目標とする接種率というものが、今回出てこないのも、これはそういうこともあるだろうなという私のほうの認識でございます。

現在の接種率、キャッチアップ接種に関してですけど、これも数字のほう、お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 先ほども実施率のほうで回答させていただきましたので、今回も

実施率ということで回答させていただきます。

まず、積極的勧奨が再開された令和4年度の定期接種の対象者の実施率でございます。1回目接種36%、2回目接種35%、3回目接種35%となっております。

また、令和5年度は年度の途中でございますが、4月から9月までの実施率として、1回目接種40%、2回目接種11%、3回目8%となっております。

キャッチアップにつきましては、接種数の報告とさせていただきます。令和4年度は1回目61人、2回目接種45人、3回目接種33人、令和5年度は4月から9月までの数字になりますが、1回目接種56人、2回目接種33人、3回目接種20人となっております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御報告ありがとうございます。なかなか苦戦しているように思っております。命を守る施策ということで、御苦勞のところ申し訳ありませんが、もう少し成果が欲しいというのが正直なところでございます。

この結果の原因については、どうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 今年度のHPVに関する周知につきましては、ホームページや広報紙、LINEのほか、定期接種及びキャッチアップの対象者には、直接、郵送による個別通知でお知らせをしております。

個別通知の回数は、4月と12月の2回、小中学生におきましては、学校を通じて保護者宛に案内を3回出しております。

対象者に対しましては、周知はできていると考えておりますが、定期接種とはいえ、接種は強制ではなく、接種対象者やその保護者の同意に基づき接種を受けていただくものであるため、接種を望まない方に接種を強制することができないのが現状でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 確かにそうだと思います。健康増進課は、今、おっしゃったように、ホームページ、広報紙、LINE、そして個別通知もされて、学校での告知も行っているという御報告でございました。必要な方策は、十分に行っていると思いますが、しかしながら、少しでも多くの方にワクチン接種を広げたいと思います。

そして、余り無料でのキャッチアップ期間というのは、時間が残されていないということでございますので、今後どのように訴えていくか方策を伺いたいと思います。

私としましては、一つの原因として、副反応のイメージが強いのもかもしれない。これを払拭するようなアピールをしていくことも大事ではなからうかと思っております。

それとまた、性別年代を超えてワクチン接種を訴えることで、これ、HPVワクチンを接種し

ないと損だというような雰囲気を醸成することができると、また少しよくなるのではないかなと思ったりするわけでございます。

そういった形で思いつくところではありますが、そういう方策を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） HPVワクチンの接種は、予防接種法に基づいて実施されており、国内外の研究結果から、HPVワクチンの接種による子宮頸がんの予防メリットが、副反応のデメリットよりも大きいことが分かっております。

令和6年度も、ホームページなど広報活動での情報提供の継続と、対象者への個別通知を行い、希望者を取り残さないための最終年度の周知を行っていく予定でございます。

また、子宮頸がんの予防のためには、定期的な子宮頸がんの検診のほうも必要でございますので、引き続き、こちらのほうも取り組んでまいる予定でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御説明を伺いまして、そのとおりだと思っております。

ここで町長に、総括としての御見解を頂けたらと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この件に関しては、一昨年、この制度、キャッチアップが起きる前に、健康増進課の保健師のほうから、こういったことができるということで急ぎなさいと、きちんとやんなさいということで、なぜかという、やはり婦人病の中でも乳がん、それと子宮がん、この子宮頸がんというのは、本当に命を落とす大変な病でございますから、一人でも多くの人を広報活動をやってやれということで、今に至っております。

ただ、これが無料というのが、期限が決まっておりますので、その辺りについては、また国のほうにも諮りながら、それで終わるのかとかそういったことも確認した上で、町民の該当の方々にも、きちんと普及啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

1問目と同じく、HPVワクチンについてのものですが、これの男性への接種についての質問でございます。

HPVは、人から人に感染します。主に性交渉により感染するため、例外もあるでしょうが、

通常、女性は男性から感染し、男性は女性から感染します。当然ながら、男性にも感染するわけ
です。

感染により生ずる男性の疾病が、このほど注目されていますが、この予防にもHPVワクチン
が有効です。

日本では、令和2年12月に肛門がんや尖圭コンジローマの予防に対する適用拡大が承認され
ましたが、男性への接種は任意となるため、3回の接種費用、約5万円から6万円は全額自己負
担となります。

接種の対象者は、ローティーン世代を想定していますので、実質は保護者の負担になります。

HPVは1対1の関係性で感染するので、男性が予防のためワクチンを接種すれば、感染の連
鎖が切れます。結果、女性も男性も双方が守られます。社会全体で接種率が上がると、集団免疫
が得られる可能性も高いとされます。

先進的に助成を始めている自治体もありますが、須恵町としての考えを伺います。

質問事項に入ります。

執行部に伺います。男性へのHPVワクチンの効果に対して、どのような認識をお持ちでしょ
うか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 男性は4価のHPVワクチン、ガーダシルを接種することができ、
男性がHPVワクチンを接種することで、HPV感染が原因とされている肛門がんや咽頭がん、
性感染症の尖圭コンジローマなどを予防する効果があると考えられています。

またHPVは、性交渉を通じて女性に感染させる可能性があるため、男性がHPVワクチンを
接種することで、女性の子宮頸がんのリスクを減らす効果があると認識しております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。

それでは、男性のHPVワクチンの接種の必要性に対して、どのような認識をお持ちでしょ
うか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 前の質問と回答が、ちょっと重なるかもしれませんが、男性がH
PVワクチンを接種することで、男性の健康はもとより、HPVに感染した男性との性交渉によ
る女性への感染及び子宮頸がんの発症を防ぐ効果があると認識しております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 先ほども申し上げましたが、先進自治体が既に取り組んでいると
ころもございます。これについては、どうお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） 先進自治体の取組では、4価HPVワクチンの任意接種をした小学校6年生から高校1年生相当の男子に対して、かかった費用の一部を助成するのを認識しております。

また東京都は、区市町村の負担補助を検討されていると認識しております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おっしゃるとおりであると思います。各自治体が男性への接種を始めているということで私も調べましたが、その分は割愛しまして、東京都の中野区が全額助成でやっているということで、そこの職員の方のコメントを拾ってきましたので、それを少し紹介いたします。

HPVに感染した男性との性交渉による女性の感染及び子宮頸がんの発症を防ぐとともに、男性の性感染症を防止し、接種を希望する保護者の経済的負担を軽減するため予防接種の費用助成を行います。

ということでのコメントが載っております。須恵町の認識と同じ認識であるかと思えます。

次は、4番目の項目の質問に移りたいと思いますが、女性目線から見ますと、誰をパートナーに選ぼうと、HPVワクチンの接種をしていない人ばかりだと危険極まりない、そう思えてならないのではないかと思うわけです。

男性から見ると、アンケート結果にもありますが、ちなみにアンケートは認定NPO法人フローレンスというところが取っているものでございますが、このアンケート結果にもありますが、がんになるのは怖いからワクチンを打ちたいという素直な心情があります。リスクがあるのに、なぜ女性だけが対象なのかという不公平感もあるでしょう。

なお、別の資料によりますと、年代によっては男性のほうが女性よりも感染率が高いというデータもございます。

HPVワクチン接種を男性にも助成することで得られるメリットとして、何点か申し上げたいと思います。

第一に、須恵町民のHPV感染リスクを減らすことができます。

第二に、子育て世帯への発信効果のある政策だということでございます。我が子を守る保護者世代への補助は、アピールも含め大きな政策効果があります。

第三に、助成額や対象世代を調整することで予算規模も調整でき、比較的、取り組みやすい政策ではないかと言えます。

そして第四に、国際的には先進諸国は、全て男性へのHPVワクチン接種を始めており、世界57カ国で実施されています。今後、日本も追従することが予想されます。となれば、いずれ国

庫補助も見込めるなら、町の負担も永続的にはならないでしょう。先進的に取り組むことには、大いに意義があると思われます。

そして最後に、何よりも社会的公正のある政策だということです。

既に、女性への接種は行われています。加えて男性にワクチン接種をすることで、男女双方ががんなどの病気から、より以上守られるということは、大変大事な視点です。

併せて深読みすれば、ワクチン接種により病気を防ぐことが、少子化問題、家庭問題への対策としても意義があるものと言えるのではないのでしょうか。

町長にお伺いします。男性へのHPVワクチン接種の助成については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この問題については、おっしゃるとおりだろうと思います、中身については。

ただ、この問題ではなくて、子ども医療費のときもそうだったし、いろんな問題も絡んでいて、都市圏の1市7町、糟屋地区です。大体話しながら、いろんなことをやっていっているわけです。その中で、この問題は議論にもなっていません。なっていないんです。

ただ、必要であるということは、今、お聞きして言ったほうがいいんだろうなということ、それと問題点として、厚生労働省のほうから、各自治体の首長宛てに通達とか指針とか、そんなもの、来ていません。担当部局のほうには、一部それに近い資料あるんだろうと思いますけども、私のほうには報告を受けてないという今回の提案でございます。

その中で、まず費用負担の問題を、仮に須恵町だけが、単独でぼんとやるというのも、糟屋郡の医師会もあるわけです。その問題もありますから、この問題というのはトータル的に捉えて、単独町でやるのかというんじゃなくて、都市圏の中で、まずは糟屋地区、1市7町の議題として上げてみたいと思います。

その上で、皆さんの首長の意見を聞いて、県の厚生労働部のほうに何らかのアプローチをやるのか、飛び越して国会議員さん使って厚生労働省のほうに現状を確認するとか、そういったアプローチをこれから起こしていきたいと思います。

ただ、単独町でやるのは、いろんな意味で、ちょっと今は難しいかなと思います。まして、これ100%になっていくわけですから、それに対して隣の町もあるわけですから、やるのであれば、やっぱり糟屋地区で考えていったほうがいい案件だと思いますので、早速、1月の市町長協議会のほうに、こういった問題が出たと、どう捉えるかというのを提案していきますので、その後、逐一議会のほうにも、委員会のほうにも報告していきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。町長の御認識は大変ありがたい気持ちで伺いました。

確かに単町でやるより都市圏、また広域でやっていくほうがいい施策だと思っております。

最後の質問事項になりますが、この質問です。早急に助成に動くことは、なかなか難しかろうと思っておりましたので、つなぎの施策としてHPVワクチンの男性に対するがん予防効果が高いということへの啓発を提案したいと思っております。

これは、先ほどのキャッチアップ接種の取組で議論した内容がベースになるかとは思いますが、まだ補助が始まる前でございますので、画竜点睛を欠くとも言えますが、これは致し方のないこととございます。

こういう啓発案に対する取組に対してのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 舛本課長。

○健康増進課長（舛本 直明） ホームページで、HPVワクチンを男女ともに接種することでパートナー間のHPV感染拡大を予防をし、女性の子宮頸がんをはじめ男性に多い肛門がんや咽頭がんの発生発症予防につながるという考え方を、早速ホームページのほうを作成いたしまして啓発させていただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ありがとうございます。町長の御見解も伺いたいと思っております。もういいか。いいですね。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。

○議員（13番 田ノ上 真） よろしいです。

○議長（松山 力弥） 次の質問をお願いします。

○議員（13番 田ノ上 真） それでは最後の質問です。

学校体育館にエアコンはとして伺います。

先ほども同様の質問がございまして、詳細な答弁も伺っております。この質問自体が、5年前に私が一般質問で取り上げたものでございまして、通告書にあるとおりです。

くじ運悪く私が後番になりまして、調整もつかなかったので、上席である私が引きまして、このような形でなっておるわけでございますが、町長の御答弁で優先順位をつけてやっていくということで、私にとっては嬉しくも、大変励みになる答弁でございました。

そして、それを引き出した質問も、大変頑張ったものということで認識しております。

たくさんの事項を連ねておりますが、詳細な答弁も頂きましたので、少し割愛させていただきます。

そこで、町長、おっしゃってございました総合的に詳細な答弁をしていただけるということでございますので、感謝とともにお考えを伺いたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今村議員のときにお答えしたのは、あれは学校施設としてエアコンどうかということでしたので、それに対してお答えしたんですけども、私は、この体育館のエアコンというのは、平成30年の12月に、田ノ上議員が私に質問なされたときにお答えした内容なんですけども、あの当時、私自体は須恵町にあるいろんな施設を使いながら、もともと事業課にいたもんですから、いつかこの町は災害が起きると、起きないほうがいいんですけども、必要最小限度に災害を抑えながらも、その後は、要するに避難者の問題とか、いろんなことを考えたときに、ある報道番組見ていたときに、イタリアの自治会の取組と、これ、もう国が補償をやるわけですけども、要するに、そこにもうセット、要するにテント、要するに充電器で、発電機でやるとできて、それが、要するに、もう中はセパレートにきれいになって、要するにプライバシーも取れて、トイレも全く別でシャワーもあって、料理も別棟でやって、だから非常に快適な空間の中で、災害に遭われた、被災された方々の精神的負担を減らせたらいいよねと。

これについては、今現在、事務局長をしております梅野が総務課長をしておりますから、一回、私費で見にいこうやということで答弁したと思います。

ところが、いざその答弁やった後、コロナになって、実際大きな災害は起きなかったわけですけども、やはり避難所を設置したりとか、コロナの最中に、要するに隔離状態の避難所を設けたりとかいろんなことをやっていたわけです。

その中で、このときの何年か前の答弁でも言っていたんですけども、各学校の特別教室も含めて全部エアコン入れて、学校とも話しして、要するにセパレート型でプライバシーも保ちながら、学校関係はトイレもあるわけですから、あとは食料と水の問題ということで、今まで準備やってきたわけです。

ただ、ここ数年の災害の規模を見ていると、どうも、そのパイじゃ足りないよねと考えたときに、やはり一時期は、やはり体育館を使った、要するに避難関係を命令せざるを得ない。

ここ数年経験しているのは、幸いにも大きなものがなかったから、体育館全体を使うということとはなかったんですけども、これからそういうことを想定すると、体育館にエアコンというのは、もう、これ必需品でございます。

そういったことも兼ねて、先ほどの今村議員のときもやりますよと、ただ教育委員会が言った計画の中の第一小学校、そして東中学校とっておりましたけども、これは、あくまでも教育関係の事業計画のほうで言っていることであって、これは総務課とも各課、関係各課とも相談しますけども、近いうちに、どこか1か所か2か所は、これがお金がかかってもやりたいと思ってい

ます。

その向こうに財政面を見ながら、5校とも教育施設として、有意義な授業を受けられる施設として、文化教育もできるような体育館のためにエアコンが必要でございますから、やりたいなと思っております。

ただ、この災害から考えると、どうしても2か所ぐらい、体育館を完全に快適な空間として、セパレーツ、中で分けるためにも、エアコンがないと分けても暑くていられないわけです。そういったことも考えると、どうしても必要だと思っております。

ですから、本年度中にも関係各課集めて、教育委員会は、今、計画をやっておりますけども、その第一小学校、東中学校が正しいのかどうか、災害という観点、まちづくりから考えたときに、それが正しければそれでいい、そうじゃない場合については須恵中学校の体育館をやるとか、そういった形で災害も考えた上で、教育問題も併せて財政問題も考えた上で、積極的にこの問題は取り組んでいきたいと思っておりますので、最終的にどこでやるとか、いつやるとかというのは、今後、議会のほうにまた報告申し上げますので、ここの答弁ではやるんだということを申し述べたいと思います。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 詳細な御答弁頂戴しました。ありがとうございます。

これは、今の答弁に含まれているとは思いますが、確認として、一言質問させていただきます。

これも、私の過去の一般質問で、学校体育館の非構造部材の耐震工事、屋根が落ちるとかバスケットのゴールとか、そういったことについて質問させていただきました。

これも、設置の工事の際は併せて耐震工事を行うという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この耐震化、長寿命化に当たる話だと思いますけども、それは教育委員会のほうで逐一やっておりますので、それに併せた計画になっていくと思います。

仮に須恵中といっても、もたないんであれば、やっても話にならないわけで、その辺りは臨機応変に、今現在、長寿命化やっているところもありますし、今から体育館やっていくところもありますので、その辺りとも併せて考えていきたいと思えます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。

5番目の事項は、もう先ほど触れられましたので、割愛させていただきます。

大変参考になるお話でございます、またやはり、私ども町民から選ばれて議員やっておりますが、勇気の出るお話だったというふうに思っております。

これで、私の全ての質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。昼食休憩を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。再開を午後1時からといたします。

昼食休憩に入ります。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水でございます。通告書に従って質問いたします。今回から一問一答ですので緊張しますが、よろしくをお願いします。

今回は、若い世代が住みたくなる須恵町にと、独り暮らしの高齢者のための2題についてお伺いいたします。

では、最初の表題で、若い世代が住みたくなる須恵町についてです。

総務省統計局の人口推計によると、日本の人口は2023年1月1日現在、概算値で1億2,477万人で、前年同月に比べ53万人に減少しています。

また、2022年1月から10月の、今度は出生数は66万9,871人で、前年同期より3万3,827人減少し、過去最小の水準となっております。

80万人を下回るのは時間の問題と言われていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で、思わぬ形で私たちに大きな影響をもたらし、一気に80万人を下回る結果となりました。

また、2040年までに900に近い市区町村が消滅可能性都市に該当されるとされています。この消滅可能性都市とは、2010年から2040年にかけて、20代から39歳の若年女性人口が50%以下に減少する都市のことを言っています。

人口が少ない市区町村では、学校の選択、働く場所が限られ、利便性を求めて都市へ移住する人が多く、現在でも地方自治体が存続する難しさが指摘されています。

私たち若い人たちが都市へ移り込む、住むことが取り上げられがちですが、地方に住む高齢者も、福祉や交通、買物などの利便性等を考慮して、都市への転居をする方が増えているそうです。本題ですが、質問事項の若い世代を須恵町に引き寄せるためにを何点か質問いたします。

須恵町も知名度が高まり、町外から町内に若い世代の方が増えつつあります。また、コロナも収まりつつありますが、コロナ禍による不況は、若い世代にも当然影響しており、かなり経済的にも大変御苦労されているのが現状です。

ちなみに令和5年度、須恵町の婚姻数は163件で、出生率は126人と数字が出ておりました。

去年10月、国が選定した自治体に地域少子化対策重点推進交付金、地域少子化対策重点推進事業といわれる、この中に一つあるんですけど、いわゆる結婚に伴う新居への引越費用や家族などの、国と自治体が応援する結婚新生活応援支援事業が拡充されることになりましたと。

中身は省きますが、須恵町も須恵町子ども・子育て支援事業計画の中にありますように、子育てに家庭に優しいまちづくり、要は子どもが、子どもを産む前の段階、若い世代の支援策がとても重要になってくるかと考えます。

そこでお尋ねですが、これからの若い世代が結婚して須恵町に住んで子育てをしたいと思うような、それらに特化した町独自の支援策を考えていますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 現在のところ、町独自の若い世代を対象とした、いわゆる移住促進に類するような事業は、今のところ実施はしておりません。

ただ、子育て世帯を支援する事業としては、町長の政策の下、以前より一貫して取り組んでいるところでございます。

例として挙げますと、待機児童の解消を目的とした認可幼児園の開設、認可園以外の保育園入園世帯に対する待機児童助成金制度、よりよいサービスを受けていただくための学童保育所民間委託、令和6年4月施行予定であります子ども医療費の大幅な拡大など、時代のニーズに対応した事業を、現在のところ実施しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） いろいろとそういう支援策をしておると分かりました。先ほど言いましたように、国が選定した自治体に、地域少子化対策重点推進交付金で、大きく先ほど言った、大きく分けて地域少子化対策重点推進事業と、先ほど言いました結婚新生活支援事業があるんですけど、福岡県で来年度の分なんですけども、結婚新生活支援事業のことで、12の自治体が追加して参加することが決まっているんですが、今後、町として参加の方向でしたら、喜んで応援させていただきますが、このような事業も活用して、少子化が少しでもよくなればと期待したいです。

そこで質問です。

若い世代に選ばれる町、子どもを産み育てやすい町として発展していくために、須恵町はどのように考えていますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員もおっしゃいましたけれども、結婚新生活支援事業とは、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、各地方公共団体が結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト、新居の購入費、家賃、引越費用等を支援助成するものでございます。

ただし、対象の費用、金額等には、自治市町村により多少の違いがあり、福岡県内では、令和5年度において久留米市、糸島市をはじめとした25市町村が交付金を活用した事業を実施しているようでございます。

議員がお話しされた、若い世代に選ばれる町、子どもを産み育てやすい町として発展していくためには、やはり子育て世帯に対する政策、事業の充実が第一に上げられると考えます。

須恵町の15歳未満の住民基本台帳上の人口は、令和5年4月1日現在において4,826人でございます。

5年前の平成30年と比較して4.08%の増、10年前の平成25年と比較して11.71%の増となっており、いわゆる子どもの人口は増加傾向にありまして、この人口推移データを見ても、先ほど述べました須恵町の子育て世帯を支援する政策、事業が評価された結果が表れているものと考えます。

今後も若い世代に選ばれる町、子どもを産み育てる町を実現するためには、広い視野を持った政策、事業を展開していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 分かりました。すみません、今、須恵町は、人口がこの1年間で2万9,300から2万9,200の増減しているんですが、だから、今、言われたように、必要な支援策がとても重要になってくるかと思えます。

元に戻りますけど、この結婚新生活事業の、一応12自治体が追加で参加することになるんですけども、先ほど繰り返しますけど、町として参加した場合、このような、参加しなくてもこのような事業内容を盛り込んだサービスをつくる案は、お考えありませんでしょうか。

これ、すみません。町長、いいですか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 恐らく、おっしゃっている根源的な問題というのは、その町の魅力だろうと思うんです。それ、考えたときに、この結婚支援のイベントするための補助金、持ってくるのが有効か考えたときに、須恵町というのは文化団体、スポーツ団体、福祉団体、PTAから派生

したおやじの会とか、おやじの会を卒業した暇じいの会とか、商工会青年部とか、みんながそれぞれ
の思いの中で、この町を住みやすくしたい、その糾合した一つの雰囲気の中に、住みたい町
に皆さんがカウントしていらっしゃると思うんです。

それ考えたときに、白水議員も同じ上須恵に住んでいて、同じ東干田に住んでいて、我々がや
ってきたことを見てこられたと思います。何か突発的なことをやるんじゃないで、日頃からその
町が受け入れる体制をつくっていく、その中に若い人たちがのびのびと活躍できる土壌をつくっ
ておく。

そうすることによって、この町というのは、みんなが共に自分たちの意見も通るし、みんな
でやっていこうと、そういった形のまちづくりを私は目指してきました。

やっと、それが中嶋町長時代から、ずっと一緒に共にやってきて、今、それが花開きつつあり
ます。

それを考えるときに、この結婚相談とかそういったことを行政がやっても、恐らく単発で終わ
るんです。それだったら議員も、地域では入っていらっしゃるんですから、その中で若い人た
ちに、この町のすばらしさを議員活動の中でアピールするとか、そういったことをやっていただき
たいと思います。

私自身は、何でこんなこと言っているかという、私はずっとやっています。汗かきながら、
地元で、もう70にもなりますけども、いまだに山笠の竹ひごづくりから、台組から、そこに集
まってきた若い人たちにニコニコ笑いながら、一緒に頑張ろうやと、そういった周りに、新しい
人たちが住み出しているんです。

佐谷の十一面観音しかり、新原の盆綱づくりもそうで、甲植木に至っては守母神社の大祭とか、
いろんな祭りがあります。そこに若い人を引き込んでいくことのほうが、私はこの町の本当のよ
さというのを分かってもらえると思うんです。

ですから、どうか、私も含めてここにいらっしゃる全員が町民なんですから、要求型ではな
く、自分にできることをきちんと考えた上で、この町の人口を増やしていく、そして、その中
に若い世代が多い、ここだったら産んでいいよねって、幸せだよねって、その仕組みをつくるのが
行政の、さっき総務課長が言ったいろんな制度、保育所、幼稚園の数、充足率からいうと、よ
その町より大きいはず。教育委員会に投資している予算も、よその町よりもパーセンテージは
大きいはず。

そういったものと町民の思いが一つになって今のまちづくりが、少しずつよその町の人たちに
知れわたっているということです。

それと、福岡県の中で25団体、先ほどおっしゃいましたけれども、そこにはそれなりの事情
があるんです。

須恵町というのは、福岡都市圏の東側に位置していて、都市圏の中でも元気がいいんです。人口のことは考えなくても、ある程度、今のところしなくてもいい、ただ若い世代に魅力のある仕組みづくりは、今、やっている、先ほどから、るる申していることをみんながやっていく。福祉団体もスポーツ団体も、いろんな団体が、それぞれの思いで、この町でこういうことをやったほうがいいよねという糾合体が、須恵町の住んでよかったまちづくりだと思うんです。

だから、何か特化してやるべきときというのは、本当にこう人口が減っていると、若い人が住まないと、今、須恵町はそういう状態じゃないということです。ほかの町でそういったことなさっているところは、本当に若い人が、いろんな補助金出しても住まないと。そういったところが手を挙げているということです。

須恵町は、もっともっと、ほかにまちづくり、やるべきことをやっていきさえすれば、人口は減らないと確信しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 町長のお話、大事なお話、本当に認識いたします。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。次の質問をさせていただきます。

○議長（松山 力弥） どうぞ。

○議員（3番 白水 春夫） 次の質問です。

質問事項の、独り暮らしの高齢者が安心して暮らせるようにを、何点かお伺いいたします。

全国的に独り暮らしの高齢者は増加の傾向にあり、2025年には680万人になると予想されています。

この4年間、この中でそれに追い打ちをかけるように、ますます地域から孤立した独り暮らしの高齢者、高齢者夫婦がおられます。人生の最終章、心豊かに暮らしていただけるよう、地域と行政が一体となって、より一層の見守りが重要だと考えます。

須恵町人口ビジョンでの年齢別人口推移、国勢調査に基づく年齢別人口、老年人口で、65歳以上の割合は増加傾向となっていました。

本年で見ると、須恵町の人口、先ほど言いましたように2万9,303人、65歳以上が7,675人、そのうち独り暮らしの高齢者、70歳以上の人数が841人、これ、民生委員の調べなんです、なっています。

そこで質問です。

各行政区における独り暮らしの高齢者の把握は、どのようにして行っているかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 住民基本台帳から、70歳以上の方がいらっしゃる世帯を抽出し、民生委員さんに各御家庭を訪問して、状況を確認していただいております。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） また、国立社会保障と人口問題研究所の推測によると、2030年の高齢者の独り暮らしは12.2%とあって、独り暮らしの高齢者の見守りについて、これから、さらに先ほど言われましたとおり、地域と行政、社会福祉協議会が一体となって取り組む重要課題だと考えます。

そこでお伺いしますが、各行政区における独り暮らしの高齢者と高齢者だけの世帯の見守り体制についてお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町民生委員・児童委員協議会では、70歳以上の独り暮らし高齢者を、見守り活動の対象としています。

これは、独り暮らしの高齢者の見守りが優先順位が高いというものであり、高齢者お二人世帯で気になる世帯があれば、訪問させていただいております。

また、逆に70歳以上の独り暮らし高齢者でも、お元気な方からは、見守り、訪問は必要ないと拒否されるケースもございますので、それぞれのケースに合わせて対応しているところでございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） すみません。それは、月に何回ぐらい訪問されていますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 月に定期的に訪問していただいているんですが、月に何回という決まりはございません。

民生委員さんのほうで、ある程度行ける範囲でということになっております。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） いずれにしても、近隣の地域住民が声を大切にして、地域の高齢者の見守りをしてくださっていることが重要となってくると思います。

また、独り暮らしの高齢者の見守りに、先ほどのような地域差があってはならないと思いますので、どうかそういうところをよろしく願いいたします。

次の質問ですが、安全確認の具体策として、須恵町もありますけど、緊急通報システムがございません。

須恵町在宅高齢サービスの対象者は70歳以上としていますが、これは独り暮らしの高齢者も

必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町緊急通報システム事業実施要項において、対象者を70歳以上の独り暮らしの高齢者、70歳以上の夫婦世帯で病弱であるもの、その他、町長が特に認めるものと規定しております。

議員の御質問には、独り暮らし高齢者も必要かと考えますがいかがでしょうかとありますが、これは65歳以上の高齢者に必要ではないかという御質問と理解しております。

現在は、70歳を過ぎられてもお元気な方がとても多いので、緊急通報システムサービスの対象年齢を70歳以上としていることについては、今のところ問題ないと考えております。

緊急通報システム以外に、在宅高齢サービスとして食の自立支援サービス、いわゆる配食サービスというものがございます。こちらは必要要件がございしますが、65歳以上の独り暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方が利用できるサービスとなっており、バランスの取れた食事の提供だけでなく、安否確認も併せて行っておりますので御紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほど言われましたとおり、独り暮らしの緊急通報システム、必要ある・なしに関わらず、年々年を取れば、元気でも近隣の付き合いが薄れて、そういう独り暮らしのところでいろんなことがあるということだけあるので検討を、引き続き検討をお願いしたいと思っております。

次に、誰もがあつてはならない孤独死のことを話します。

独りで身内、親戚もいない高齢者にとって、想定外と思われがちなんですが、人生分かりません。

それで質問ですが、孤独死を防止するためには、地域における見守りがとても重要だと冒頭で申し上げましたが、これから独り暮らしの高齢者の見守りの新たな取組や、強化していきたい点をお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 独り暮らしの高齢者の方々の見守り活動は、先ほど申し上げましたとおり、主に民生委員さんに担っていただいておりますが、行政区によっては、区の中に福祉部会を設置し、役員さん方で高齢者の見守りを行ったり、シニアクラブや小地域ボランティアの皆様においても、見守り活動を実施しておられます。

しかしながら、これらの事業で全ての高齢者の見守りを担うことは、難しいと考えております。そこで、町の方針としては、見守り体制の強化よりも、見守りが必要な高齢者を少なくする、

つまり元気な高齢者がいつまでも元気で暮らせるための施策に重点を置いております。

現在、行政が行っているわくわくデイサロンやまなびっく教室、行政区が行っている行政区ミニデイサービス等の介護予防事業に加え、生活支援コーディネーターを通じて、シニアクラブやシルバー人材センター等の活動を支援する、行うことで、高齢者の社会参加の機会を創出しております。

それぞれの事業に参加することで、身体的にも精神的にも充実した高齢者が増加すると同時に、地域交流を行うことで見守りを行っていると考えております。

また、校区コミュニティーに高齢者福祉に関する協議の場をお願いしています。地域が抱える課題について校区内で話し合うことで、同じ悩みの共有や先進的に行って解決している事例の共有など、情報交換の場として活用していただきたいと考えているところです。

独り暮らしの高齢者を含めた全ての高齢者の方々が、住み慣れた須恵町で末永く安心して自分らしい生活を続けていくことができるよう、行政と地域、関係団体との連携を図ってまいりますので、今後とも皆様方の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） いろいろと聞かせていただきまして、これからの須恵町が、よりよい町へと進んでいると感じております。

よく、御近所の高齢者の方から、遠くの親戚より近くの隣人、私に何かあったら連絡するよと言われまして、「はい」と、「分かりました」と話すのですが、独りでも安心して暮らせる地域コミュニティーの重要性を痛感し、また高齢者福祉のためにコツコツ動いてくださる地域住民の方の存在は、大変大きなものだと思います。

これからも地域住民の高齢者の見守りをしてくださる方、関係各位の皆様には大変お世話になりますが、どうか社会から孤立した、支援を受けないで暮らす高齢者がいないか、常にアンテナを張っていただきたいと願います。

また、若い世代がこの須恵町に住みたいと思うような、他町にない行政サービスを構築してもらいたいと思っております。他県、他町に行かないような、町としての施策も期待したいです。

また、若い世代に須恵町に来てよかったと思われるまちづくりにするためには、町独自のサービスも必要かと思っております。

国立社会保障人口問題研究所の調査で、結婚に踏み切れない理由として、結婚資金と回答したのが、未婚男性が43.3%いらっしゃって、未婚女性では41.9%上がります。

未婚化の主たる原因が、経済的なものであることが明らかになっておりますので、結婚や住居に対する資金や補助、支援を上げた人が42.3%と達しておりますので、こういう新婚家庭を

経済面からサポートすることも、大きな意味があると思います。

福岡市から近いベッドタウンの須恵町だからこそ、若い世代が選ばれる町として、また高齢者にも優しい町として取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 7番議員、川口満浩です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

須恵町公式LINEは、防災、イベント、募集案内など、多岐にわたり情報を発信し、町民にとって大変利便性が高いツールであると考えます。

総務省の令和4年度通信利用動向調査によると、スマホの世帯保有率90.1%がパソコンの世帯保有率69%を大きく上回り、スマホの世帯保有率は高く、本日お越しの方を含め、須恵町においても町民の多くがスマホを保有していると思われま

す。また、70歳の高齢者のうち64.9%の方が、スマホでインターネットを利用しているとのデータも公表されています。今日、スマホは生活、特に災害時には欠かせない必需品となっています。

世の中はデジタル化へと大きくかじを切られ、本町においてもDXを推進しデジタル化が進められていく中、紙媒体から電子媒体への移行が求められています。

また、みんなに優しいデジタル化を推進するため、高齢者対象にスマホお助け窓口、ふれあいレインボーのスマホ講座へ足を運ばれる方が増えているようです。

とはいえ、高齢者の中には、まだまだスマホはと二の足を踏むとの声もありますが、幅広い年代が利用しているスマホを使った取組は、大変有効であると考えます。

公式LINEをより積極的に活用することで、住民への情報発信を強化、充実させることが必要ではないでしょうか。

そこで、利便性の高い公式LINEについてお伺いします。

1つ目の質問は、LINEの友だちに登録するメリットを教えてください。

○議長（松山 力弥） 吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 冒頭で議員からおっしゃいましたとおり、防災、イベント、ごみ出しなどの通知機能、アンケートや募集の機能、確定申告などの簡易的な予約機能、チャットボットによるホームページへの誘導機能が御利用いただけます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 非常に簡単なお答えではあったと思うんですけども、もっとほかに

もいろいろあるのではないかなというふうに、私自身は感じているところです。

スマホの普及によりまして、広報紙と違いましてから、いつでもどこでも見ることができる、スピードをもって情報を発信することができる、こういうこともあり得るんじゃないかなと思います。

町民にとっても、今、回答がありました、ほかにもいろいろ利便性があるものは多くあると思うんですけども、私自身、こんなに便利なアプリはないと思いますし、行政と民間との距離も近くなるのではないかなというふうに考えるところです。

先月開催されました町政施行70周年記念式典では、町民の手作りによるPR動画が流れ、既にLINEでもアップされております。

メリットが多い公式LINEですが、このメリット、町民のほうに伝わっていると思われませんか。

○議長（松山 力弥） これは質問事項にないけど、関係してですか。誰か質疑できる方は、できなかったら結構です。

平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回の議員の質問全問通して、恐らく、おっしゃっているのはLINEの有効性、もっと頑張れということだろうと思うんです、全部読んでも。だから、今、やっているんです。

ホームページを見れば事足ります。そうじゃなくて、親近感を持って一対一、役場を人と考えたときに、自分も一人と考えたときにやれるLINE、それを今、普及しようとしているんです。

議員が、先ほど説明、うちの担当課長が説明したときに、いや、それ以外にもこうあるでしょう、そのとおりなんです。そのためにやっています。

だから、全部質問なされた答えに対しては、そのためにやっているとしか言いようがないということなんです。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） そのためにやっている、確かにそのとおりでしょうし、そのために質問もしているわけでございます。

私としても、もう少し前に進められることがあるのではないかなというふうに思いますから、こうして、ちょっと質問をさせていただきます。

それで、ちょっと先に進めさせていただきますけども、今のLINEの友だちのこの1年間の人数、これをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（松山 力弥） これは1年間の、1年間の何ですか。（発言する声あり）登録ですね。登録人数ですね。

吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 令和5年10月31日時点で4,107件の登録がございまして、1年間で959人、約1,000件の増加となっております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 私も、これは聞いておまして、確かにその人数です。ただこれが、2021年7月に運用をスタートいたしまして、この1年ですと約1,000人、959人ということですけども、初めのスタートからすると、ちょっと鈍化しているのではないかと。当初からすると、一気に増えたのではないかと思います。

役場職員、関係者登録もされていると思います。

次の質問に移りますけども、LINEの友だちの人数、先ほど4,107名、この人数をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） これは感じ方の問題かと思いますが、登録者数につきましては、令和3年7月開始から順調に伸びていると思っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 順調に伸びているということですけども、このところは少し止まっているのかなという気はしないでもないです。もう少し増えるのかなと思うんですけども。

先ほど、白水委員からもありました、今の総人口は2万9,303人、そのうち15歳以上79歳以下の人口が2万2,182名、この年代はほぼスマホを持っていると思われませんが、8割と仮定すると保有が1万7,745名、先ほど出ていました有効友だち数4,107名、LINE友だちの率で言いますと23.5%、これは町外で登録されている方も含まれています。おおよそ4人に1人か5人に1人という状況になります。

これ世帯数で言えば、1万2,812世帯ありまして、データ上の世帯保有率90.1%ですから、それから言いますと1万1,530世帯の人がスマホを持っていると。このうち広報紙を配付しているのが、全世帯のうちの約7,300世帯ですので、極論から言うと、この方たちが登録をしていただければ、LINEに頼ってもいいのかなというような気はしないでもないです。

それはあり得ないことですけども、今の4,100人くらいのところを、倍の8,000人の登録に伸ばせば、徐々に紙媒体も減っていくのではないかというふうに思うところです。

多くのメリットがあると私は感じておりますので、このLINEをまだまだ知らない方もひよっとしているのかもしれないと感じるところです。

私は増やしたほうが、今後のためにもメリットがあるのではないかなと思います。

次の質問に移ります。

LINEの友だち登録数を増やすために、どのような啓発活動を行っていますか。

○議長（松山 力弥） 吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） まずは啓発ですが、各行政区の掲示板、それから公共施設の掲示板と窓口にサインスタンドの設置、窓口封筒にQRコードを掲載、転入者、確定申告者にチラシの配布、「広報すえ」の最終ページに友だち募集、年末年始・お盆休みのごみの出し方パンフレットにQRコードを掲載、ホームページでの友だち募集、それから、家屋評価システム利用のための友だち追加などで啓発を行っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 結構なところに活動されているというか、QRコードが置かれていると思います。

しかし、私、この人数であるならば、ここにありますよというだけでは、なかなか登録までに至らないのではないかなというふうな気がいたします。

先ほど、行政区の公民館とかいうことを言われておりましたので、いま一度、各区の区長、各種団体、地域の有力な方に登録をしてくださいという呼びかけをなされてはいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉川課長、答えて。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 呼びかけは、随時行っていきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 区長会など多くの機会があると思いますので、その辺をどんどん伝えていただきたいと思います。

第7次須恵町総合計画の安心、安全の地域の形成の中にある消防防災危機管理体制対策の充実、これは40ページにありましたけれども、SNSを活用した啓発活動を進めますとあるように、各課にわたってLINEを活用する機会が増えれば、登録者数を増やしたほうが、利用した方が得になるのではないかなと思います。

いろんな形で町からの発信がされるのであれば、増やしたほうがいいというふうに私は考えるところです。

ぜひ、そういうことをまたやっていただきたいと思えますし、LINEの友だち登録数増やすため、商品券を配布するなどのキャンペーンを打ち出されてはいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 先ほどから議員が情報発信ということによっていただいておりますけど、その情報を充実することが最優先と考えておりまして、商品券の配布のキャンペーンは、一時的な登録だけということが目的になるかと思っておりますので、それは今のところ考えておりません。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 私は、これ、増やすためにニンジンをおぶら下げるわけではないんですけども、やはり増やしたほうが良いと思いますから、こういうことも考えたんですけども、確かにちょっと、一歩下がってというか、登録だけして、商品券だけもらってブロックをかけるなどということもあるかもしれませんから、やり方をちょっと考えたほうが良いのかなというふうには思います。

しかし、これを拡大していくためには、やっていこうという気持ちも大切です。そこに、どうしてもお金がかかってきますので、現在、今年度の当初予算のLINEに関して、約122万円上げられています。

例えば、広報紙とか議会だよりの印刷製本費として約800万円、事業費として約1,080万円、広報紙をゼロにすることはできませんけども、仮に4割ぐらい、5割減らしたときにLINE事業に投入するという考えもあるのかなと、今すぐはできませんし、広報紙の予算を減らすということも現状はできませんから、来年度からLINE事業の当初予算を上げてキャンペーンなどに取り組む、いわゆる事業拡大、こういったものを図っていくお考えはありませんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 今、言われましたLINEということですが、LINEはつながるだけのツールでございまして、別に、現在使っていますスマート公共ラボというシステムがございまして、そのシステムの中に、今、説明しました通知機能とか、アンケート募集機能とか会員予約機能、チャットボット機能という機能がございまして。

そのシステムをLINEから見るができるということで、新たなそういった付加機能をつけるとなると違うシステムをつくるか、それには費用もかかるわけですが、そういうものを新たにつくってLINEとつなぐという方法になってきますから、今のところ、このスマート公共ラボというものを充実させていきたいというふうに思っておりますので、その充実ということで回答させていただきます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 私も勉強不足なんだろうけども、その辺のところは広げていただいて、分かりやすいように皆さんに伝えていただきたいと思います。

最後の質問ですけども、公式LINEへの登録の意義、また町民への情報発信のツールに対する町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松山 力弥） 吉川課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 私からお答えします。

意義につきましては、まずコミュニケーションツールでありますLINEは、スマートフォン所有者の約80%が利用しているというデータがございまして、年齢を問わずデジタル情報を発信するインフラとして定着しているというところです。

LINEの利用方法を理解されているというところも大きな利点ということになります。

次に、LINEは登録者同士がつながるための機能、友だち追加がメールに比べて簡易であり、年齢、町内外を問わず登録していただくことができるということです。

登録者は欲しい情報が選択できまして、プッシュ式で手に入るということで、気づいて読んでもらえるということで、緊急性の高い情報発信も見逃しが少ないというような情報も、データもございます。

情報発信ツールは、町民皆様への迅速かつ効果的に情報を伝えるために重要な役割を果たしております。

昨今の気象変動とか感染症拡大を受けまして、行政から住民への情報発信については重要度が増しているというふうに思っております。

従来の情報発信ツールと併せて、住民の皆様へいち早く確実に情報発信を行う環境整備を、今後も進めたいというふうに考えております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今の情報発信を充実させていただく、これは非常に大切なことですし、町民にとっても、それが命の綱にならんとも限りません。

これは、さらに力を入れていただいて、充実させていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 5番議員、男澤一夫です。通告に従いまして学童保育のことを質問いたします。

全国的に少子化とあって、子どもは少なくなっていますが、須恵町においては人口増加中で、学童保育の需要は増えてくるのではないのでしょうか。現在利用されている保護者から、施設が少し手狭との相談を受けました。

そこで、学童保育の現状と今後の取組をお尋ねいたします。

一つ、まず各学童、第1、第2、第3小学校ありますが、各学童保育施設の定員数と現在の利用者数を教えていただけないでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 11月1日の時点で、第1学童が定員数130名に対し利用者

95名、定員充足率73%、第2学童が定員数127名に対しまして利用者96名、定員充足率約76%、第3学童が定員数80名に対しまして利用者58名、定員充足率約73%、合計337名の定員に対しまして利用者249名、定員充足率で言いますと74%となっております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 想像していたより、結構余裕があるのかなと思って、利用者からしてみれば、結構手狭になっているという意見を聞いたので、ちょっと意外なところがあります。それでは、次の質問に移ります。

来年度以降の学童保育施設の利用者見込み数を教えていただけないでしょうか。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 来年度の新規の受付は2月1日以降になりますので、今のところの新規の数は分かりません。

今のところ見込みが立っているのは継続の部分でございまして、第1学童が78名、継続率で言うと60%、第2学童が87名、継続率で言うと69%、第3学童が44名、継続率55%、定員337名に対して209名が定員継続の予定というところになっております。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 思ったより余裕があるので、ちょっと難しいんですけど、3番目の質問に移ります。

今後、現状施設というのを対応が厳しくなったときに、民間の力を借りる考えはあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 本町におきましては、公設民営という形で学童を開設しておるわけでございますけれども、これがまさに民間の力を借りているという状況でございます。

今年4月から民間企業に委託しましたが、それ以前は保護者会運営でございました。つまり、須恵の学童は当初から民間の力をお借りして運営されてまいりました。

なお現時点で待機は出ていないわけですが、今後、待機が出るというような状況になった場合、今のところはですけども、民設民営の学童の誘致であるとか、あるいは新たに学童を公設で増やすといった考えは今のところございません。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） そうですね。今の状況からすると、特段すぐ動くことは必要ないのかなと思いますが、今、2040年までは人口が増加するという傾向にあるというふうに伺いました。

その中で、自治体によっては学童保育施設が足りなくて、放課後の学校施設を有効活用してい

る自治体もあります。

先々のことで、ちょっと分からないかもしれないんですけど、須恵町もそういうことを視野に入れて検討していく考えはありますか伺います。

○議長（松山 力弥） 稲岡課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） 放課後の学校施設の活用につきましては、文科省が示している例におきましては、今後5年以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室、つまり空き教室、これを利用するものでございます。

御存じのとおり、須恵町には空き教室というものが全くございません。学校施設を利用するという事は極めて困難でございます。

また大都市におきましては、通常教室を利用しているという場合もございますけれども、本町におきましてはセキュリティーの観点から、なかなか難しいというところが現状でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） となってくると、この質問が難しいんですけども、5番目に移りますけど、今の話を聞くと学校を利用することは難しいということなんですけど、今、第2小学校に建設中の木造2階建て6教室を、学童保育にも活用できればいいのかなと思って、今回質問するんですけど、その設計見直しとかを考えてはどうかということをお伺いします。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 本年6月議会における男澤議員の一般質問においても御心配されておりましたとおり、第2小学校区は宅地開発が進んでおります。その状況も踏まえ、6教室が必要と判断し計画をしております。そのため、設計の見直しについては考えておりません。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） そうですね、学童保育が十分足りているときは大丈夫ということは確認できました。

これからの学童保育の今後の在り方も、ちょっと伺ったんですが、できれば町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 学童保育所については、私が学校教育課長になってから、20年以上ぐらいい前からずっと保護者会で運営させていただいて、もう限界だろうということで民営化を始めました。

民営化することによって、サービスの充実とか受入れ体制とか、担当してもらった先生の確保とか、いろいろ考えたときに、やっぱり民営化が正しいんだろうなということを思っております。

今後、須恵町というのは、あとしばらく住宅の造成が進む可能性がありますので、全く、今、

担当課のほうが申しましたように、今は足りているんです。将来的に、もしかすると足りなくなる可能性がありますけれども、これについては学童保育所を運営している法人とか、そういったところをお願いして、場所もそっちで考えてもらうとか、もしない場合については、こちらがある程度協力するとかという形で、その時点で臨機応変に、足りなくなつて、すぐというわけにはいきませんから、それが分かった段階で担当課のほうで対応はさせるつもりでおります。やっぱり民営化することによって、学童保育所を充足したということです。

今後も注視しながら、担当課のほうで把握させてやっていきますので、御心配ないよう。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 今、町長の答弁で安心していいよと、また民営を利用して、ほかの場所にもする可能性があるよということを伺ったので、ちょっと安心しましたので、私は相談を受けた方に関してはこういう形でお答えしていこうと思います。

これから、またたくさん住民が増えますが、皆さんおっしゃっているように、住みよい、暮らしやすい、育てやすい須恵町になりますように、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。再開を2時10分からといたします。

休憩に入ります。

午後1時57分休憩

午後2時07分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 8番、百田輝子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、須恵町民の方がいざというときに逃げ遅れることがないようにと、そういう思いで住民の災害情報伝達の充実をとということで質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化などの影響で自然災害が激甚化、頻発化しており、自治体等による適時的確な防災対応が一層求められています。

近年、よく耳にする線状降水帯、発達した積乱雲、そういったことが数時間にわたって同じ場所に大雨を降らせることが増えてきました。そして、実際に被害がっております。

須恵町でも令和5年7月10日の明け方以降に、九州北部で線状降水帯が発生し、記録的な豪雨となりました。九州北部各地において、川の氾濫や土石流などの土砂災害が相次いで発生しました。

台風にしても史上最高の台風だとかいう、そういった情報も昔はなかったようなことが起こっております。

今回の質問ですが、まず1番、要配慮者の数を教えてください。内容も、もし併せてお伺いできればお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、まず要配慮者、避難行動要支援者の一般的な定義等を確認、その後、質問等にお答えしたいと思います。

災害の危険から身を守ることに何らかの困難を抱え、周囲の支援が必要になる人たちを要配慮者と言います。病気の人や障害がある人をはじめ、理解力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者、言葉や地域に詳しくない外国人などになります。

要配慮者のうち自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のことを避難行動要支援者と言います。

それでは議員の質問に、まずお答えさせていただきたいと思います。

要配慮者の数は、約9,451人となっております。説明申し上げました要配慮者の定義には、突発的なけがや病人等も含まれますので、実数を把握することができないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 続きまして、避難行動要支援者の数を教えてください。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 避難行動要支援者ですが、避難行動要支援者は要介護3から5、それから70歳以上の独居の方、身体障害者1・2級、それから知的障害者の方などとなります。合計で745人となっております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 今、この避難行動要支援者の人数も両方ともお伺いしましたが、この自ら避難することが困難な方たちです。そこに対して迅速な避難の確保をするための支援の流れを教えてください。

○議長（松山 力弥） ちょっと、もう一度、これ、通告にはないんですけども。

○議員（8番 百田 輝子） これは入れていませんが、関連と思っていましたが。

○議長（松山 力弥） なら、関連なら関連で、これ、答えできるだけで結構でございます。誰か、できなかつたら結構ですが。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 要配慮者、それから避難行動要支援者、避難行動要支援者は特に避難の支援が必要な方ということですので、避難行動要支援者名簿というのを作成しております、その名簿を、現在、20行政区に自主防災組織をつくっていただいております。そちらの方に、その方の対象者の方をお教えしておりますので、避難が必要な場合には自主防災組織のほうがお声をかけていただいて、早めの避難をいただくという形を取っております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子さんに伝えます。

通告にない分は関連とはいえ関連で、場合は、「関連ですけど答えできる限りでお願いします」と言ってください。答弁者が困りますので、よろしくをお願いします。

百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 名簿を20行政区に配付しているということでお伺いしました。

次の質問に入らせていただきます。

須恵町総務課に防災専任の担当者の方はおられますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 総務課内には防災対策室を設置しております、兼務で3人が防災業務に従事しております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子議員。

○議員（8番 百田 輝子） また、これも通告にないって、もしかしたら言われる関連ではあるんですが、私は今回、防災情報伝達について調べているときに初めて知りましたが、今、人数は専任の担当者は3人とお伺いしましたが、近隣の町では地域防災マネージャーという、そちらを配置していることを知りました。

防災マネージャーとは、防災の専門性を有する外部人材を地方公共団体等で採用、配置するに当たり、必要となる知識、経験等を有する者を地域防災マネージャーとして証明することで、地方公共団体における人材確保に資すると。

これの人件費につきましては特別交付税措置の対象となると、調べているうちにそういったことがありました。

ここで、今、3名いらっしゃいますが、それは、この地域防災マネージャーと同じような知識というか、専門の方なのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員がおっしゃっているのは、私が想像するに、退職の自衛官とか、あと、例えば消防士の退職された方とか、そういった方を役場のほうにというところでおっしゃっているのかと思いますが、そういった方は役場のほうにはおりません。正職員3名で防災業務に当たっております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） では、今後としては、ぜひ私の意見ですけれども、やはりそういったことも置くことを考えていただきたいという願いはあります。

次の質問に続けて入らせていただきます。

全町民を対象に、災害時の不安や要望などのアンケートは取っておられますか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 防災に関するアンケート等は実施したことはないかと私の記憶では思っています。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） アンケートにつきましては、今のところ防災に関してとかはないということなのですが、災害時の町民の方の不安などを知るためにも、今後、アンケートというのは、ぜひ実施していただきたいと思っています。

例えば現在、ハザードマップは全戸に配布されていますが、インターネットで調べたところ、令和元年実施のときの意識調査では、ハザードマップを確認しているのは17.6%、近所や自治会の人たちと避難方法などを確認しているのは6.7%、避難場所を確認しているのは41.2%、そういったアンケートが出ておりました。

じゃあ実際は、須恵町町民の方がどういうふうに関心があるのかというのは、今から、やはり知っておくべきではないかと思っております。そちらについては、それだけでも教えていただけませんかでしょうか。今後、取っていただきたいという願いです。

○議長（松山 力弥） アンケートは取っていないという声に対して、今後、アンケートを取ってくださいということですね。

○議員（8番 百田 輝子） はい。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 現在の住民の方の、そういった要望なり意見なり、アンケートに変わるものとして自主防災組織、それから区長さんからの要望等を防災行政に反映させていただいております。

それから住民の方から、直接電話等で御意見等をいただいておりますので、そういったところも

参考にさせていただいております。

アンケート等につきましては、今のところ考えておりませんが、アンケートの内容等とか具体的なところが分かれば、必要に応じて実施することも検討するかと思います。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） ぜひ前向きに、こちらについても御検討いただければうれしいです。

では、次のまた質問ですが、私の自宅は佐谷ですけれども、天気の良い日でも何を放送しているかと思って慌てて外へ行ってみると、もう放送は終わっております。風雨のときは全く聞こえません。

これについては、フリーダイヤルにかけると何と言っているのか聞けるということでしたが、今のところ、かけたことはありません。

佐谷だけが聞こえないのかは、ちょっと分かりませんが、質問としましては防災行政無線は須恵町全域をカバーするために、どういう対策をしておられますか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 防災行政無線は、令和元年度に再整備、デジタル化、アナログからデジタル化に整備した際に、町内全域に伝達できる仕様というふうになっております。

放送されないという不備がないようには、常時、定期点検等を行っております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 私は聞こえない、これが、今、対策のお答えだと思いますが、実際は、なかなかそういった風雨のときはもっと聞こえませんが、普通するときでもなかなか聞こえないのが現状です。

次に防災行政無線が、そういったことが聞こえないという苦情はありましたか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 大雨、それから台風などのときに放送が聞こえないという苦情はございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 次に、それとももちろん関連ですが、次の質問は2005年の福岡西方沖地震のときには、携帯はもちろん自宅の電話もつながりませんでした。

そこで、災害時の通信障害に陥ったときの対策は大丈夫ですかという質問です。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 災害時の情報伝達手段ということですが、まず防災行政無線になるかと思っております。

防災行政無線につきましては、現在、役場庁舎は非常用電源装置を設置しております。また無

線放送ですので、通信障害等の影響はないと考えております。

また、役場庁舎が地震等により被災して、庁舎の防災行政無線が利用できない場合でも、現在、アザレアホールに移動式の防災行政無線を設置して、有事の際、対応が取れるようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 本日、私が一番質問、今まで聞いた中で一番聞きたかったのは、今、お配りしておりますが防災ラジオ、こちらの設置の検討されていますかということなんです。

まずその前に、回答を聞く前に、防災ラジオの設置の必要性から申し上げます。

こちらは御存じの方もほとんどだと思いますが、災害、停電になっても使える、停電になるとテレビは見られなくなるので、Dボタンはまず駄目です。そして充電式なので、電池とか充電によって停電になっても使うことができます。

インターネットが、ネットが繋がらなくても聞ける。スマホがあっても、結局スマホというのは電話と同じですから、ネットも、もちろんWi-Fiが繋がらないとかそういったことがあります。でも、それでもこの防災ラジオは聞くことができます。

これは、令和4年のときに、4年12月6日に私が高齢者のスマホの支援について質問したことがあります。高齢者層ではデジタルデバインドからの情報取得が難しく、災害時において避難の遅れが出てしまう可能性があるというような内容でした。

その際、町長からは、今からデジタル化を進めようと思っているということで、上須恵の方々はいち早くLINEによるグループLINEで全組合員登録して、避難情報あるいは災害情報というのはLINEでやっていて、皆さんが了解しましたというお答えを頂いておりました。

今後、もちろん私は、私自身で言えば、やはりパソコン教室もやり、そして10年ぐらい前からはスマホ教室もやり、デジタル化を推進してきたつもりです。それが仕事でもありましたし、今からも、やはり町長とか執行部の方と一緒にでも、やっぱりデジタル、スマホの普及にも努めていきたいと思っておりますし、頑張っていくつもりなんです、そんな中で今回の質問です。

防災ラジオの設置の検討はされておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石課長。

○総務課長（諸石 豊） 防災ラジオ、また個別受信機ですけれども、令和元年度の防災行政無線の再整備のときに、個別受信機等を含めたシステムを検討した結果、個別受信機は、現在、避難所の公民館等には設置はしております。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） 今、お答えいただきましたが、公民館等にあるのであれば、せめて、

要配慮者の方と避難行動要支援者などの方には無料配付も検討していきたいと思っております。

希望者の方には、有償でもやっている自治体もありますので、その辺も御検討お願いいたします。

最後に、現在の災害情報伝達手段に関して、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今日防災に関して久しぶりなのかな、質問させていただいてありがとうございます。

この防災に関しては、私は町長になる前から、もともと昭和48年に須恵町の大災害経験して、18歳のときに自然災害の恐ろしさ経験しました。たまたま縁があつて役場に入って配置されたのが水道課で、しばらくして建設課で、それからしばらく十五、六年ですか、建設課と産業課で災害経験しました。

ですから、この災害のときに何が一番大切かというのは、まず人の命守ることだということです。このことは重々分かっております。

教育長時代、そして副町長時代、町長になってからも、皆さん御存じないかもしれませんがけれども、当然、担当の職員の時もそうですけど、私、第一配備になってから、全て泊まっております、役場に。

なぜか、それは、まず第一配備のときは何もなかったら。でも、今の雨とか災害というのは、ある日というよりも、ある時間、1時間、2時間で線状降水帯でやられて、特に、私、急傾斜地多く抱えている上須恵に住んでいますから、須恵川の東側に位置するわけです。

そうすると、溢水すると来れないんです。指令も出せないということで、大体、年間7日から8日くらい、教育長時代から泊まっていますけども、ほとんどが空振りに終わって、非常にありがたいなと思っております。

町長になるときに、真っ先に私が関係職員を集めて言ったのは防災体制つくれと。その中で自主防災組織をつくってもらおうと、それは、今、事務局長をしております梅野君が総務課長をしてもらったから、法的に大丈夫かということも調べさせて、住民情報を、自主防、行政区じゃないんです。行政区というのは任意団体ですから、自主防災組織というのをつくった段階で、そこにその地域の行政区に入っていない人たちの情報まで全て渡せるかということを確認やって、それでオーケーだということで、要するに、先ほどおっしゃっていたような要配慮者の確認をやって、その行政区というよりも、その自主防災組織の人たちに第一次の避難のときには、その人たちを優先的にやってくださいということで、補助金を出してやっているんです。

この自主防災組織には、こういった流れで伝達が行くか。先ほどおっしゃっていた防災無線、これ、確かに夜は聞こえません。今、もう住宅が物すごくよくなって、二重サッシでシャッター

していたら、もう全然聞こえないです。

それに伴う補完事業として、Dボタンとか、いろんなLINEとか、いろんなシステムをあの手この手にする中で、その中で一番有効なのが、各行政区の自主防災組織が、各組合がありますよね。各組合員さんが、その中でLINEグループをつくっていく。役場のほうから自主防災組織の会長さんのところに連絡が出てくる。今日はこうですと。でも、一次避難やって構いませんよといった場合には、上須恵の場合は、そこの班長さんが組合員に全部流します。流れていなかったところだけ、その班長さんが連絡取るんです。

それ以外の要配慮者というか、面倒見られないかん人たちについては、自主防災組織のほうで動く。これが一番有効なんです。

ですから、このラジオというのも、昔やったら、これいいですねって言ったかもしれませんが、私。でも、ラジオもソーシャルメディアですから、一般の。須恵町のことをダイレクトには伝えられないんです、極端なことを言うと。それよりも、須恵町がつくっている防災システムのほうが有効だと私は考えています。

ですから、今回の質問というのは本当にありがたかったというか、また町民の人たちにお知らせするいい機会だなと思っています。

今現在、一部設計の中で、私がこれはどうかなと思うようなところがありましたので、中部防災センターについては、非常用電源がもたなかった。そして避難所なのに、要するに入り口にケアがなくて、身体的にいろんなハンデを持った人がそこに来るとか救急車が入ってきたときに、暴風雨のときとか濡れるとか、そういったことがあったから、設計をもう一回やり直せということで、今やっている。

先ほど、総務課長のほうが、役場がある程度機能しなくなったときに、アザレアで機能を持たせていると。その本当の防災機能を、今度はその中部防災センターの2階で、そこの担当職員、あるいは各課の抽出した人間が、そこで災害作業をやっていくという施設にしています。

ですから、今回の質問は本当にありがたい中身なんですけども、ラジオというよりも、今やっていること、須恵町が進めているDボタンも含めて、先ほどあったLINEの問題とか、いろんな問題を複合的にやりながら、一番機能させるのが自主防災組織がそのことに気づいて、役場と共に同じチームとして活躍をやってもらおう。

今回の質問にはありませんけども、この自主防災組織というのは、初期のそういった避難誘導、公民館に連れてきてください。その公民館が駄目な場合については、そこに二次に避難させるときには消防団が行ったりとか、役場の職員が行きます。

自主防災組織だから、どうしても地域の川が崩れとるといった場合に絶対行くなど。台風であろうが何であろうが、とにかく一人取り残されとると、絶対行くなど、もう。終わった後、行き

なさいと、そういうときは。

だから、そういったことをきちんとやれる組織として自主防災組織を、もう一度、来年度に向かって、総務課長には命令しておりますけども、各行政区長さん、あるいは上須恵とかは、行政区とは別に自主防災組織の会長さんもいらっしゃいます。班長さんもいらっしゃいます。

だから、そういった形で雨に強い地域もある。ありますよね。川子団地とか、旭ヶ丘のあの辺りとかは、浸水被害とかあんまりないんです。ところが風には弱いとか、地震とか、いろんなパターンがあります。ですから、うちは大丈夫だと思う自主防災組織になってもらったら困ります。

ですから、もう一度、この自主防災組織が機能するように、再度その中身を総務課長に命令しておりますので、来年度に向かって区長会のほうでお話しして、自主防災組織のほうでお話ししていきたいと思っております。

以上でいいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） とてもよく分かりました。今、町長のお考えで、今からこの情報、防災情報伝達の件も、今後、今から本格的にやっていくとのお考えだったかと思えます。

これからも、その防災マネージャーとか、そういった検討も含めて、ぜひ今後の防災対策にも期待していきたいと思っております。

では、これで一般質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 申し遅れました。防災士、これについては、私は消防署の組合長も副組合長をやって、その時点で消防のOBに何件か声をかけたんです。

その中で、やっぱり彼らって防災士の免許、すぐ取れますし持っていますから、そうする中で、今のところ退職組がないんです。退職組は、偉い消防長とか、須恵町いました。彼はそのまま残ったりするもんやから、たまたま、今いないというだけで、何も情報知らずにやっていなかったとかじゃなくて、私がやっていたから、5年前から消防とか自衛隊とか声かけてやっていたんですけど、自衛隊のほうは、なかなか地域の防災ってなると、大きな活動はしますけど、そのエリアということ分かりませんので、やっぱり南部消防署、中部消防署のOBあたりが一番いいかなと思って、今、手ぐすね引いて待っていると。これ、ちょっと忘れておりました。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（8番 百田 輝子） いや、いいお話を、希望のお答えを頂きました。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、2時50分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合を願います。

次の本会議は、12月8日午前10時から行います。

本日は、これで散会します。

午後2時36分散会

議 事 日 程 (第3号)

令和5年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第68号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第69号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第70号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第71号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第72号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第73号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第75号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第76号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第77号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第80号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第81号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第82号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第83号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第84号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第85号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第86号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第85号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第86号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第21 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について
- 日程第22 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第23 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 68 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 69 号 須恵町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 70 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 71 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 72 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 73 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 74 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 75 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 76 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 77 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 78 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 12 議案第 80 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 81 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 82 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 83 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 84 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 85 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 86 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 19 議案第 85 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 86 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について
- 日程第 22 議会運営委員会委員の辞任について
- 日程第 23 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 24 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 議員の派遣について

出席議員（13名）

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	税務課理事	合屋真由美
総務課長	諸石豊	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日が今年最後の本会議となりましたので、よろしくお願いしておきます。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第71号から議案第74号までについて、議案第75号及び議案第76号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由は、地方税共通納税システムを利用した電子納付の導入により、町税に係る督促手数料を廃止することに伴い、その他の歳入に係る督促手数料も同様に廃止するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

概要として、共通納税の拡大により町税の納付書にエコキューアールが印字されたことにより、金融機関では印字された金額でしか収納できなくなったため、督促状が発行されていた場合、当初納付書で納付された方と督促状で納付された方とでは督促手数料の差が生じ、公平性が保てないために、須恵町税条例、須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例、須恵町後期高齢者医療に関する条例、須恵町道路占用料徴収条例、須恵町上水道給水条例に関する督促手数料を廃止するもので、今回関係する5条例について一部改正を行うものであります。

2ページをお開きください。

この1つの条例で、督促手数料が関連する5つの条例を条で区切ってそれぞれ改正しております。

議案書の4ページをお開きください。新旧対照表です。

第1条が須恵町税条例の一部改正です。第2条第2号中「督促手数料、」を削り、第21条を削除しております。

5 ページをお開きください。

第2条が須恵町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部の改正です。題名を須恵町延滞金徴収条例に改め、第1条中「督促に係る手数料及び」を削っています。第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げております。

6 ページをお開きください。

第3条が須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。第5条第2項を削っております。

7 ページをお開きください。

第4条が須恵町道路占用料徴収条例の一部改正です。第5条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促状1通について100円の督促手数料を徴収し、」を削っております。

8 ページをお開きください。

第5条が須恵町上水道給水条例の一部改正です。第37条の見出し及び同条中「督促手数料及び」を削っております。

3 ページに戻っていただきまして、附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

第2項で経過措置を定めております。

質疑として、督促手数料は徴収しなくても督促はするので赤字になるのではとの質疑に対し、答弁として、督促状の発送は法令に基づいた行政処分であり、その実施は義務行為として位置づけられている。このため、行政サービスの対価として支払われる手数料という観点では適当でないとの考えで、また、納期限内の納付者との公平性については、延滞金の徴収で確保できているというものでした。

年間で督促料手数料はどれくらいかの質疑に対して、答弁として、一般会計で督促状の発行数は令和4年度中8,195件、町税だけで手数料収入は66万7,300円というものでした。

システムの中に督促手数料の100円を含め徴収はできないかとの質疑に対して、答弁として、督促状のQRコードに100円を含めることはできるが、督促手数料を含んでいない当初納付書でも納付することが可能なので、納付書が2枚になってしまうというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長、エコキューアールって、eL-QRじゃないと。エコって言ったら全然違う。全然違う。ちょっとそこはもう後で訂正じゃなくて、今の発言になると全く違うことになるので訂正できるんやったら。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 初めのうち、すみません、eL-QRです。申し訳ありません。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町内の公園及び緑地に係る維持管理業務の集約化並びに妊産婦、子育て世帯及び子どもへの一体的な相談機関の設置を目的とした機構改革を実施するに当たり、必要な体制の整備を図るため、当該条例等の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。

第1条関係で須恵町課設置条例の一部改正する条例の新旧対照表です。

第1条で、改正前、町長部局、9課あるところをこども家庭課及び公園緑地課を追加して11課体制とします。

こども家庭課ですが、妊産婦や乳幼児の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受けるこども家庭総合支援拠点の母子保健と児童福祉が一体となり、より連携を強化して各種事業を遂行することが目的としております。また、児童福祉法の改正により、令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務化されるこども家庭センターの機能を持たせて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない相談支援を行うこととしています。

公園緑地課ですが、現在は各課がそれぞれ管理を行っておりますが、これを一元的にまとめて公園緑地課を新設します。同種業務を集約することによる事務の効率化を目指します。また、ふれあい公園の整備もこの課で担当し、計画、整備を推進します。

4ページをお開きください。

第2条関係で、須恵町職員定数条例の一部を改正する条例です。

改正前、2条1項1号中「106人」を改正後「113人」に、3号中「47人」を「45人」に改正します。この改正により職員の全体数は改正前170人から175人になります。2課増えることによる増員と、人口増による業務量の増大や、複雑多様化する業務に対応するため定数を5名増員します。

教育委員会の事務部局の2名減につきましては、現在の配置人員に合わせたものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

質疑として、新たに置く課の場所の質疑に、答弁として、こども家庭課は1階の会議室に、公園緑地課は2階の地域振興課横の打合せスペースを予定しているというものです。

こども家庭課は、こども家庭庁が発足したことに伴って設置するものかとの質疑に、答弁として、こども家庭センターの設置が努力義務となっていることから、これの体制整備と関係業務の集約をメインの目的としているというものということです。

こども家庭課には、専門職員を配置するものかとの質疑に、答弁として、ソーシャルワーカーや保健師等を配置する予定ですということでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第69号須恵町課設置条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の

一部改正が、令和5年5月11日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正案は、法改正により印鑑登録証明書のコンビニ交付において、マイナンバーカードを使用する代わりに、スマートフォンだけで取得できるサービスが開始されますので、これに合わせた改正と現行の事務手続きと条文を一致させる用語の整理を行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条、印鑑の登録では、条文中「(以下「印鑑票」という)」を削ります。印鑑登録では、印鑑登録原票について、印鑑票という略称が使われていることによって2つの呼称が混在し、判断しづらくなっているため、正式名称である印鑑登録原票という表記に統一するものです。

第8条、登録証の再交付では、第1項中「印鑑登録証再交付申請書により、登録証及び申請人の印鑑を添えて引替えのための」を「登録証の」に改め、同条第2項を次のように改めます。第3条第2項及び第4条の規定については、前項の申請に準用する。汚損又はき損した印鑑登録証の再交付手続きです。システム更新、改修により、現行の手続きと条文の不一致が生じておりますので、手続き内容と一致した条文に改正します。

第13条、印鑑登録証明書では、第1項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、同条第2項を削ります。第2項は、現行の手続きにあわせた条文の削除です。

第14条、印鑑登録証明書の公布では、第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改めます。

4ページ、同条第3項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードの交付を受けたとき」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する利用者証明用電子証明書を利用して」に改めます。

同項ただし書中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する」を削ります。マイナンバーカードを使用しなくても、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使用し、コンビニエンスストアの多機能端末機で、印鑑登録証明書の交付が受けられるサービスが開始されますので、この機能を追加した条文に改正しています。

第16条、閲覧の禁止では、条文中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改めます。

2ページ、附則です。この条例は、公布の日から施行する。としています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方

は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第70号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第71号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

今回の条例改正は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、一般職の任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当支給率を引き上げるものです。あわせて、特定任期付職員の給料表の改正を行っております。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

続いて、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合

を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について、年間0.10月上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

次に、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、特別職（町長、副町長、教育長）の期末手当について、年間0.10月上げるものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

次に、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、55歳以上の昇給制度の見直し及び令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年11月24日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について、年間0.05月

ずつ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月ずつ引き上げを行うものです。また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和5年4月1日から適用となります。あわせて、55歳を超える職員の昇給の号級数について、現在は勤務成績に応じて2号給としているところを規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項で、第1条の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより、議案第71号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第71号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第71号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第72号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第72号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第73号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第73号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第74号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、

議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第74号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第76号須恵町職員の育成休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

3ページ、新旧対照表です。

今回は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加するものです。

第3条第1項は、会計年度任用職員に支給する給与について規定しております。「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるように改正するものです。

第15条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加するものです。

第1項は、給与条例第20条の職員の勤勉手当に関する規定を、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に準用するもの、第2項は、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員に関する規定です。

第23条第1項では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しております。

4ページをお願いいたします。

第1項は、給与条例第20条の職員の勤勉手当に関する規定を、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用するものです。

第2項は、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員に関する規定で、本条例第23条第2項及び第3項に、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員を複数回任用し、その合計が6月以上になる場合及び会計年度をまたいで6月以上になる場合の「期末手当」については、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用する規定があります。この規定を、勤勉手当の支給についても準用するものです。

2ページ附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第76号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することが可能になったことに伴い、育児休業をしているフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員が勤勉手当の支給を受けられるように改正をするものです。

3ページは新旧対照表です。

今回は、現在期末手当のみの支給を受けている、育児休業中の会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能になったことに伴う改正です。

第7条の規定は、基準日に育児休業をしている職員の期末手当と勤勉手当の支給についての規定をしております。

第7条第2項は、勤勉手当について規定しておりますが、現在、会計年度任用職員は、適用外となっているため、その規定である「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」の表記を削り、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があれば、勤勉手当を支給することができるように改正するものです。

2ページで、附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより、議案第75号について討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第75号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第75号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第76号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第76号須恵町職員の育成休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第77号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年1月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

今回の改正は、子ども・子育て支援員の拡充で、産前産後期間における、国民健康保険税を免除するものです。

4ページ、新旧対照表を御覧ください。

第25条の国民健康保険税の減額です。

第2項の次に、第3項を追加します。国民健康保険税の納税義務者に対して、世帯の中に、出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者がいる場合、この出産被保険者にかかる国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額します。

1号から6号では、年度の保険税額の12分の1の額に、年度内の産前産後の月数を乗じて得た額を減額するものとします。減額の対象となる産前産後期間は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間とし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から、出産予定月

の翌々月までの、6か月間と規定します。また、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、それぞれ所得割額、被保険者等均等割額について規定しております。

5ページ、第27条の3で、出産被保険者に係る届出を追加し、出産被保険者の産前産後に係る保険税を減額するために必要な手続きについて規定しています。

第1項は、届書についての規定です。

6ページの第2項は、必要書類について、第3項は、届け出の時期について、第4項では、届出書を省略することができる場合について規定しています。

3ページ、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は、令和6年1月1日から施行するとし、第2項で適用区分を、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

質疑では、流産・死産の場合でも減免の対象になるのかとの質疑に、対象になるとの答弁でした。

施行日は、令和6年1月1日だが、出産予定月が、令和5年12月の場合は、産後の減免は受けられないのかとの質疑に、令和5年11月以降の出産予定月なら、令和6年1月以降分からの産後の減免分に対しては、規定の期間内で受けることができるとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第77号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第77号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第78号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第78号工事請負契約の変更についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第78号工事請負契約の変更について、文教厚生委員会の

審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、第三幼稚園（仮称）改築工事。

請負金、変更前10億1,750万円を、変更後10億3,442万9,000円に変更し、1,692万9,000円増額するものです。その他は変更ありません。

請負額の増額理由は、原材料費・燃料費の高騰、近隣住民対策による追加工事、アスベストによる産廃処理の増加などによるものです。

質疑では、変更金額の内訳についての質疑に、おおよそ3分の1が物価高騰、アスベスト処理や小さな工事に3分の1、近隣対策工事に3分の1ですとの回答がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第78号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第78号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第80号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,868万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加、変更は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。

質疑として、歳入、14款2項物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、この頃の国会審議で採決された事業の交付金が既に予算書に反映されていることを問うもの。答弁として、国・県からの情報で、早期に予算措置を図るよう通知があったというものでした。

15款2項医療的ケア児在宅レスパイト事業県補助金について、これは歳出の3款1項障がい者福祉サービス事業の財源の一部をなす補助金ですが、そのレスパイト部分の詳細を問うもの。答弁として、訪問介護事業費の一部となっている。レスパイトにかかる児童は1名というものでした。

20款3項スポーツ振興くじ助成金について、600万円減額の詳細を問うもの。答弁として、当初予算計上の3,000万円は、スポーツ振興事業助成審査委員会の判定により、80%、2,400万円の助成と決定し、当初予算との差額600万円を減額したというものでした。

歳出2款1項交通安全対策事業について、運転免許返納者の数を問うもの。答弁として、11月末で221人、毎年3割増のペースで推移しているというものでした。

3款1項低所得世帯支援給付金事業について給付の時期を問うもの。答弁として、1月末までには案内の発送、2月中旬までには給付の予定というものでした。

8款4項公園維持管理事業について、皿山公園ベンチ設置個所を問うもの。答弁として、設置場所等詳細は未定というものでした。

10款2項小学校維持管理事業について、クラス増を問うもの。答弁として、第1小学校2クラス増、第3小学校1クラス増というものでした。

関連で、クラス増に伴う消耗品費の詳細を問うもの。答弁として、不足分のみを補正で計上しているというものでした。

同じく関連で、東中と第2小のインターネット環境の改善を問うもの。答弁として、さまざまに対応しているものの改善が見られず調査中、方策が見つかり次第、対応したいというものでした。

10款3項中学校維持管理事業について、特学クラスの増加の詳細を問うもの。答弁として、1名の方を対象としているというものでした。

第3表負担行為補正について、追加の文化会館舞台管理業務委託の詳細を問うもの。答弁として、業務を委託している事業者が、体力的に困難と辞退を申し出ていることで、新たに入札を行

うというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第80号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第80号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第80号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第81号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第81号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1 ページをお願いします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,838万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,738万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてしています。

2 ページ歳入です。

1 款1項国民健康保険税12万7,000円の減額は、産前産後国民保険税繰入金の増額に伴い、同額を減額しています。

4 款1項県補助金2,000万円の増額は、歳出の保険給付費の高額療養費の増額に伴い、普通交付金を増額しています。

5 款1項他会計繰入金850万7,000円の増額は、給与費等繰入金の増額と交付金の過大交付金償還金によるその他一般会計繰入金の増額、産前産後国民健康保険税の減免分を国2分の1、県4分の1、町4分の1で負担することによるものです。

3 ページ、歳出です。

1 款 1 項総務管理費 1 3 9 万 4, 0 0 0 円の増額は、人事異動による人件費の補正と、国民健康保険税条例改正に伴うシステム改修委託料によるものです。

2 款 2 項高額療養費 2, 0 0 0 万円の増額は、負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費の決算見込みにより増額するものです。

3 款 4 項過年度納付金 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、令和 4 年度実績による精算です。

6 款 1 項保健事業費 1 8 万 3, 0 0 0 円は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員（栄養士）の人件費の増額です。

6 款 2 項特定健康診査等事業費 1 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、決算見込みによる事業費と役務費の増額で、令和 6 年度特定検診の受診券の印刷と送付を令和 5 年度に行うための増額です。

8 款 1 項償還金及び還付加算金 6 6 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、令和 4 年度特別交付金と特別交付金の過大交付部分の返還によるものです。

質疑として、2 款 2 項高額療養費において、給付を受けている人数と増額理由についての質疑があり、月間、約 2 0 0 人から 3 0 0 人で、秋以降の医療費が増加しているため、高額医療費が不足する事による増額ですとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第 8 1 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 8 1 号令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 . 議案第 8 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 4、議案第 8 2 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。1 1 番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 8 2 号令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1 ページをお願いします。

令和 5 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,498万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページ歳入では、3款1項他会計繰入金98万1,000円の増額は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

3ページ歳出では、1款1項総務管理費98万1,000円の増額は、人事院勧告による職員人件費の増額です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第82号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第82号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第82号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第83号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8,095万8,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入です。

2款1項1目下水道使用料、補正額4万2,000円の減額補正。1節、現年度分下水道使用料は収支調整による減額です。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額3万3,000円の増額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増額です。

2款1項1目公共下水道事業費、補正額7万5,000円の減額補正。こちらも人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第83号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第83号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第83号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第84号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項営業費用、補正額139万5,000円を減額し、補正後の額を5億5,896万1,000円とする。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第1項改良費、補正額900万円を増額し、補正後の額を2億2,316万8,000円とする。

詳細は、2ページ、3ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業会計補正予算実施計画内訳書です。

収益的収入及び支出です。

第1款、水道事業費、第1項、営業費用、第1目、原水及び浄水費、補正額75万6,000円の増額補正です。これは人事院勧告に伴う会計年度任用職員人件費の増額です。

同じく、第2目、配水及び給水費、補正額711万円の減額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の減額です。

同じく、第4目、総係費、補正額495万9,000円の増額補正。これは、人事院勧告及び人事異動に伴う職員人件費の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、支出の部分です。

第1款、資本的支出、第1項、改良費、第3目、浄水施設改良費、補正額900万円の増額補正です。これは須恵ダム導水管改良工事分の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第84号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第84号令和5年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員の方は、第1委員会室にお集まりください。

再開を議会運営委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩に入ります。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、

今村桂子君。

○**議会運営委員長（今村 桂子）** 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、協議結果を報告します。

今回、提出された追加議案は、条例改正1件、補正予算1件でございます。

追加議案について提案理由を説明し、文教厚生委員会、予算審査特別委員会で審査し、終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○**議長（松山 力弥）** 委員長の報告のとおり、日程を追加し議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（松山 力弥）** 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第17. 議案第85号

○**議長（松山 力弥）** 日程第17、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○**住民課長（百田 敦）** 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例についてです。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が令和5年5月11日から施行され、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正案ですが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正によるものとして、マイナンバーカードを使う代わりに、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使って、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書、住民票等の交付を受けられるサービスが開始されることに伴い、このサービスに対応する条文に改正を行います。

それから、戸籍法の一部を改正する法律の施行によって、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍・除籍電子証明書の請求、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び利害関係人による指定市町村長に対する届書等情報の閲覧請求等の制度が開始されることから、新たに手数料を徴収する事務について名称及び金額等を追記するもので

ございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年3月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第85号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号を文教厚生委員会に付託します。

日程第18. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,447万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億1,315万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

14款1項国庫負担金は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金4,447万4,000円の増額補正です。

続いて、3ページ。

歳出です。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の予防接種健康被害救済給付金で歳入と同額の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第86号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を予算審査特別委員会及び文教厚生委員会の審査が終わりたいたしします。暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議題とします。

日程第19. 議案第85号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第85号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の

一部改正が令和5年5月11日から施行され、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正によるものとして、マイナンバーカードを使う代わりに、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を使って、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書、住民票等の交付を受けられるサービスが開始されることに伴い、このサービスに対応する条文に改正を行います。

また、戸籍法の一部を改正する法律の施行によって、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍・除籍電子証明書の請求、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び利害関係人による指定市町村長に対する届書等情報の閲覧請求等の制度が開始されることから、新たに手数料を徴収する事務について名称及び金額等を追記するものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年3月1日から施行するとしています。

文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 恐れ入ります。ただいまの委員長の報告ですが、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに持たせるものと伺いましたが、これは新たにアプリをスマートフォンに入れて使うことになるようなものでしょうか。それともマイナポータルとか、そういったアプリを使うものでしょうか。それとも単純にもっと簡単な方式があるものなのか。そういったことの説明はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） その件についての説明はございませんでした。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。

○議員（13番 田ノ上 真） はい。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第85号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第85号須恵町手数料条例の一部を改

正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第86号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） お疲れさまです。議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,447万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,315万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、亡くなられた方の没年齢を問うものがありました。答弁として、ここでは詳細な年齢は控えますが、高齢の方であったというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第86号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第86号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第86号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任について

○議長（松山 力弥） 日程第21、文教厚生委員会副委員長の辞任及び選任についてを議題とします。

三上副委員長より、体調不良のため、今定例会をもって副委員長を辞任したいとの申出が委員

長にあり、委員会条例第10条の規定により、委員会で協議の結果、許可されましたので御報告いたします。

なお、次の副委員長は委員会での選挙により、男澤一夫君が選出されましたので、お知らせいたします。

日程第22. 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（松山 力弥） 日程第22、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三上政義君の退場を求めます。

〔三上議員退場〕

○議長（松山 力弥） 三上政義君から体調不良のため、議会運営委員会委員を今定例会をもって辞任したいとの申出が、私、議長にありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、三上政義君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。三上議員の入場をお願いします。

〔三上議員入場〕

○議長（松山 力弥） 三上政義君に御報告します。今定例会をもって、議会運営委員会委員を辞任することに議会は許可することに決定いたしました。

日程第23. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（松山 力弥） 日程第23、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

三上政義君が議会運営委員を辞任いたしましたので、欠員となりました議会運営委員について、委員会条例第5条の規定により、議長が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議長により指名いたします。

次の議会運営委員に男澤一夫君を指名いたします。男澤君、よろしくをお願いします。

日程第24. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より組合加入の現

状について、文教厚生委員会より国民健康保険制度、後期高齢者医療制度について、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第25. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、1時25分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。

令和5年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午後1時13分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 1 番 平 山 諭

署名議員 2 番 川 原 幸 治